

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	67 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	106 件
国民年金関係	43 件
厚生年金関係	63 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月

私は、夫が会社を退職し、しばらくして国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年1月ごろに払い出されており、当該払出時点で、申立期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人は、申立期間直後の保険料を過年度納付していること、申立人の夫は、申立期間以降の昭和48年度の保険料を過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

私が厚生年金保険適用事業所に勤めるまでの国民年金保険料は、当初は父が、後には兄が家族の分と一緒に納付してくれていた。家族は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の父親及び兄が納付したとする母親、兄及び義姉は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親及び兄が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親及び兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人の父親及びその兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、20 歳から数年経ったころに母に勧められて国民年金に加入し、結婚するまでの期間は自分又は母が国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人は当該期間後から 60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された 54 年 4 月時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人及び申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、54 年 12 月の婚姻直前の時期については自身で保険料を納付していた記憶があるものの、それ以前の国民年金の加入^{あいまい}手続の時期、保険料の納付状況、納付方法、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い加入当初の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点は、第 3 回特例納付実施期間であったものの、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する再交付した年金手帳以外には、オレンジ色の年金手帳1冊しか所持したことがないと説明しており、オレンジ色の年金手帳は昭和49年11月以降に発行されたものであるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、元夫に勧められて国民年金に加入した。しばらく国民年金保険料を納付していない期間があったが、私が、職場で保険料をさかのぼって納付できることを聞き、満額の年金を受給するために夫の背広を質に入れて、未納だったすべての期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を 60 歳に至るまですべて納付している。また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は第 1 回特例納付で昭和 41 年 4 月から 44 年 12 月までの 45 か月分を特例納付しており、当該特例納付をした時点で申立期間の保険料を特例納付することは可能であるとともに、申立人は、当該時点で、60 歳まで保険料をすべて納付した場合、受給資格期間を十分に満たせる状況にあったことから、年金額を増やすことを目的に特例納付したものと推察される。さらに、申立人が特例納付したとする保険料の金額は、第 1 回特例納付により、申立期間、申立人及び元夫の第 1 回特例納付による納付済期間及び元夫の 44 年 3 月以前の未納期間に係る保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、私が厚生年金保険適用事業所に就職するまでの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間の1回のみであり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年6月時点では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人及び申立期間の保険料を納付していたとする母親が当時居住していた市では、申立期間を含む平成5年度分の納付書は年度当初にまとめて送付していたと説明しており、加入当初の平成5年4月から同年7月までの保険料は同月15日に、同年8月から同年11月までの保険料は同月29日に、申立期間直前の同年12月及び6年1月の保険料は同年3月2日に現年度納付していることが申立人のオンライン記録により確認でき、これらの納付時点でも申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立人及びその母親は、納付の目的を将来障害を負った場合に備え保険料を納付していたと具体的に説明しており、申立期間の前後を通じて保険料を納付していたとする母親の住所や父親の職業に変更は無く、両親の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年9月までの保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から39年3月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで

私は、申立期間①については、昭和41年11月に結婚するまで勤務していた会社の店主が私の国民年金の加入手続をしてくれ、毎月給与天引きで国民年金の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間②については、私が夫婦二人分の保険料を金融機関から納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和39年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。また、申立人が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに金融機関で納付していたとする記憶は具体的であり、当時、申立人が居住していた区の納付方法と合致している上、当該期間の前後を通じて住所変更はなく、生活状況に変化はないなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、当時勤務していた店の店主が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年4月時点では、当該期間の保険料はさかのぼって過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、申立人は、保険料について毎月100円を給与から天引きされていたが、まとまった金額を天引きされた記憶はないと説明し

ているなど、店主が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、昭和39年4月に払い出された手帳記号番号の国民年金手帳以外の手帳の記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年3月まで

私は、昭和50年ごろ、市役所の窓口で特例納付の申出をして、後日届いた納付書により申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月以降、平成5年12月を除き、60歳到達時まで国民年金保険料を納付している。

また、申立人が保険料をさかのぼって納付したとしている昭和50年ごろは、第2回特例納付が実施されていた期間であり、申立人は、夫が経営していた会社の従業員に特例納付のことを聞いたことや市の広報や宣伝カードで特例納付勧奨の案内があったこと、市役所で特例納付の申出をしたことなど、特例納付の契機、手続の場所及び特例納付した期間を具体的に記憶しており、当時の特例納付の納付方法等と合致している上、特例納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 56 年 12 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 9 月まで
④ 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の母は、昭和 49 年ころに私の国民年金の加入手続を行い、51 年 12 月までは母が私の国民年金保険料を、また、52 年 1 月からは、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間④は免除期間となっているが、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人夫妻の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みであり、申立期間②については、6 か月と短期間で、前後の保険料は納付済みであり、妻は当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 49 年 1 月から 56 年 3 月までの期間、申立期間③及び④については、申立人の母親及び妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうち 49 年 1 月から 51 年 12 月までの期間については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行ない保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取するこ

とができないため、当時の状況が不明であり、申立期間①のうち 52 年 1 月から 56 年 3 月までの期間及び申立期間③については、保険料を納付していたとする妻は保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立期間③直後の 58 年 10 月から同年 12 月までの保険料は、61 年 1 月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では申立期間③は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間④については、オンライン記録に免除申請日等の記録からは、当該免除記録に事務処理上不自然な点はみられず、記録管理の不備をうかがうこともできない上、妻は当該期間の保険料の大半が未納となっているなど、母親及び妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 9 月時点では、申立期間①のうち昭和 54 年 6 月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月及び同年8月

私は、申立期間を含む期間の国民年金保険料を過年度納付した領収証書を所持しているが、行政機関は、領収証書に記載されている金額が、記載されている納付期間の保険料額と異なるとして、納付額に相当する期間のみの保険料を納付済みと記録している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、未納であった昭和53年7月から54年12月までの期間の国民年金保険料を55年10月に過年度納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む未納期間について納付する意志を有していたことは明らかである。

また、当該領収証書に記載された金額は、53年度の2か月分の保険料が不足する金額であるが、当該領収証書は当時行政庁が使用していたものであり、その金額についても行政庁が算出したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、前述の過年度納付以降、継続的に保険料を現年度納付しているなど、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 47 年 9 月から 50 年 6 月まで
③ 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続をし、それ以後は市の出張所で国民年金保険料を毎月納付していた。昭和 46 年 8 月に転居した以後は郵便局で納付し、再就職し退職した後もすぐに加入手続をしたはずである。昭和 50 年に年金手帳を再発行してもらい、その後も保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間中の昭和 56 年 8 月に転居した際に未納期間が生じたため、後から保険料を納付した記憶があると説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が昭和 50 年 7 月 8 日と記載されているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②直後の昭和 50 年 7 月に任意加入手続をしたことにより払い出されており、当該期間はいずれも未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、当該期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧

であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7530（事案 4723 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を忘れずに納付してきた。納期限に遅れても保険料をさかのぼ^{おぼ}って納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された区を所管する社会保険事務所（当時）が保有する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号の備考欄に「不在」と記載され、昭和51年9月に居所が確認された旨の記載があることから、申立期間当時は、居所が不明確であったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回申立人から新たに提出された国民年金手帳の「変更後の住所」欄には、申立期間当時居住していた区への住所変更日は昭和47年3月26日と記載されており、申立人は、申立期間の直前に国民年金の住所変更手続を行ったものと考えられ、また、当該手帳に貼付されている領収証書から申立期間の直前の期間の保険料を現年度で納付していることが確認できること、手帳記号番号が払い出された昭和40年度以降、申立期間を除き

保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間の国民年金を納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められ、また、当該期間中の57年1月から同年3月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から57年3月まで

私の母は、私が20歳の時に国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和56年4月から57年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された57年1月時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の母親は当該期間の保険料納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。また、当該期間中の昭和57年1月から同年3月までの保険料については、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿には、57年1月14日に付加保険料の申出をしている記載があり、申立人は、申立期間後は第3号被保険者となるまで付加保険料を含めて保険料を納付していることなどから、当該期間は付加保険料を含めて納付していたと考えるのが自然である。

しかしながら、昭和51年2月から56年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、当該期間の保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を

納付することができない期間であり、申立人及びその母親は、現在所持する手帳以外に手帳を交付された記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、当該期間中の57年1月から同年3月までの保険料については付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、区役所から国民年金保険料の納付勧奨通知を受けて、昭和 51 年 4 月から保険料納付を再開していたが、53 年にこのままでは、受給資格期間を満たさないと区役所から連絡を受けて不足する 13 か月分の保険料を特例納付した。特例納付で納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前に昭和 36 年度分の国民年金保険料を納付した後、申立期間後の昭和 51 年 4 月に保険料納付を再開し、以後保険料をすべて納付している。

また、昭和 53 年に区役所から連絡を受けて、受給資格期間に不足する 13 か月分の保険料を同年 10 月ごろに特例納付により納付したとする申立人の説明については、納付したとする時期は第 3 回特例納付実施期間であること、特例納付したとする時点で、申立人は 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても納付月数は 287 か月となり、厚生年金保険被保険者の配偶者であった年金額に反映されないいわゆるカラ期間を除けば受給資格期間に 13 か月分不足していたこと、特例納付したとする保険料額は当該不足月数分の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、平成7年3月、7年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和57年7月から60年3月まで
④ 平成7年3月
⑤ 平成7年5月及び同年6月

私の義父は、私が結婚することが決まった20歳のころに私の国民年金の加入手続きをしてくれ、昭和47年に亡くなるまで、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。その後は夫が夫婦二人分の保険料を納付し、平成6年ごろからは自分で納付していた。申立期間③の期間は夫が厚生年金に加入していたことから、私は第3号被保険者であり、納付した保険料を還付して欲しい。その他の申立期間は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、義父が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間④及び⑤については、1か月及び2か月といずれも短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付期限内に納付されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義父が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、義父

から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の義父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、国民年金の第3号被保険者制度は昭和61年4月から実施されており、当該期間は申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は任意加入被保険者であり、当該期間の納付済保険料が還付されるべき理由は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、平成7年3月、7年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から45年9月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私は、婚姻して間もない昭和39年ごろに、区役所からの勧奨により国民年金に加入した。加入時に国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後の保険料は、納付書が届き、区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和39年ごろに国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納付した後、送付された納付書により保険料を納付していたと説明しているが、さかのぼって納付したとする保険料額の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が居住していた区では、45年6月までは印紙検認方式により保険料を収納しており、当該期間の大部分は、納付書により保険料を納付することはできなかった。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年4月時点では、申立期間①の保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回特例納付による以外に無く、附則18条納付者リスト及びオンライン記録から、申立人は、当時、37年11月から40年3月までの30か月分の保険料を特例納付していることが推測される（保存されている当該リストでは37年11月

から 24 か月分の保険料の特例納付記録となっているが、オンライン記録では 45 年 10 月から 30 か月分の保険料の特例納付記録となっており、以下の年金の受給資格期間の事情からも 30 か月分の特例納付を行ったものと考えられる。) が、これについては、申立人は、当該特例納付時点で、60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること (特例納付 30 か月分及び 48 年 10 月から 60 歳到達時までの 271 か月分を合わせると 301 か月分となる。) など、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7540

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年6月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年3月に払い出され、申立人は、42年4月以降申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年10月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度発足当初に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めていたが、保険料を納めなくなった時期があり、区役所から保険料の未納通知を受けて、保険料を再び納付するようにした。その後、区役所から、このままでは年金の受給資格期間を満たすことができないと言われて、さかのぼって保険料をまとめて2回に渡って納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳により、申立人は、昭和46年10月1日に、申立期間①直後の40年11月から44年6月までの44か月分の国民年金保険料を第1回特例納付により、44年7月から45年12月までの保険料を過年度納付により、46年4月以降の保険料を現年度納付により、それぞれ納付していることが確認できる（44年4月から同年6月までの保険料は、当該特殊台帳で納付済みが確認できるにもかかわらず、平成21年になって未納から納付済みに記録訂正が行われている。）。また、昭和50年8月時点で作成された附則18条納付者リストにより、申立人は、申立期間①直前の36年4月から同年9月までの6か月分の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる。

申立期間②については、上記の第1回特例納付をした昭和46年10月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、3か月と短期間である当該期間の保険料を未納にしたまま44か月分の保険料の特例納付を行っ

たとは考えにくく、当該期間の保険料は、特例納付時に過年度納付されたものと考えるのが相当である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、年金の受給資格期間を満たすためにさかのぼって保険料を納付したと説明しており、申立人は、第1回特例納付時点で、過年度納付をした上で60歳到達時まで保険料を納付したとしても受給資格期間（264月）を満たさなかったため、不足する44か月分の保険料を特例納付したものと考えられること、申立人は、第2回特例納付時点で、昭和44年4月から同年6月までの期間（上記記録訂正による期間）及び申立期間②の保険料が未納とされており、受給資格期間に6か月不足することとなるため、当該期間直前の36年4月から同年9月までの6か月分のみを特例納付したものと考えられることなど、当該期間の保険料をも特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の夫の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化も認められないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 8 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 2 か月後の昭和 45 年 12 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 44 年 4 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年6月8日に、A社本店における資格取得日に係る記録を同年11月10日に、D社（現在は、B社）E支店における資格喪失日に係る記録を33年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年6月から23年5月までは600円、同年11月は6,300円、33年10月及び同年11月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行した否かについては、昭和22年6月から23年5月までの期間及び同年11月については、明らかでない認められ、また、33年10月及び同年11月については、履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月8日から23年6月8日まで
② 昭和23年11月10日から同年12月1日まで
③ 昭和33年10月15日から同年12月11日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにD社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人が継続して勤務し（昭和23年6月8日にA社C支店から同社F支店に、同年11月10日に同社G支店から同社本店に、33年12月11日にD社E支店から同社H出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社H出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年12月11日であり、申立期間③は適用事業所となっていない。このことについて、B社は、「D社H出張所が適用事業所となるまでの間、同出張所に異動した者は、その前に在籍していた各支店において、厚生年金保険に加入させていた。」と回答しており、申立人についても、同社E支店において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①、②及び③に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和22年6月から23年5月までは600円、同年11月は6,300円、33年10月及び同11月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①については社会保険事務所（当時）が申立人に係る資格喪失年月日の年を誤った可能性があるとして納付したとしており、申立期間②については不明としており、申立期間①及び②についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、事業主は誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和33年10月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年2月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係るD社（現在は、B社）E支店における資格喪失日は、昭和47年6月12日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月24日から同年3月1日まで
② 昭和47年5月31日から同年6月12日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びD社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年2月24日に同社F支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員台帳及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人が当該期間に継続してD社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人は、昭和47年6月12日にD社E支店において資格を喪失し、同日に同社G支店で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出について、当時は複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のD社E支店における被保険者資格の喪失日を昭和47年6月12日と社会保険事務所に届け出たと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の厚生年金基金の加入員台帳の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月4日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年5月29日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月14日から同年12月2日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年11月14日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和50年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月30日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、昭和50年10月1日に株式会社A社C支店において資格を喪失し、同日に同社D支店で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C支店における被保険者資格喪失日を昭和50年10月1日と社会保険事務所（当時）に届け出たと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和50年9月の厚生年金基金の加入員台帳の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年12月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B社D工場における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月21日から21年4月1日まで
② 昭和38年5月1日から同年6月1日まで

A社C工場管理下のE工場で勤務した申立期間①及びB社D工場で勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社の採用辞令及びB社の人事担当者・同僚の供述から判断すると、申立人がA社C工場管理下のE工場に勤務していたものと認められる。

また、B社の人事担当者は、「当時においても、辞令を受けた社員は厚生年金保険に加入させており、保険料の控除もあったと思う。」と供述しており、申立期間①にA社C工場において厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は、入社月から同社において厚生年金保険に加入していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社C工場における昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の転勤辞令及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年5月1日に同社F支店から同社D工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るB社D工場における昭和38年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成2年9月1日とされ、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定より、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を2年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かったため、同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は、厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与辞令」、「誓約・身元保証書」及び同意書等から、申立人が同社に平成2年9月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人に係る厚生年金保険料を平成2年9月分給与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が社会保険事務所に届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日訂正届の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月21日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格取得日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る2年9月から3年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は3万9,000円、同年10月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の加入記録及びA社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本では、昭和41年12月8日に法人として設立されていることが確認できる。また、同社が適用事業所となる前から勤務していた複数の従業員が、当時の従業員数は10人ぐらいであった旨供述していること及び同社が適用事業所となった42年11月1日に資格取得した被保険者数は11人であることから判断すると、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 9 月は申立人が所持している上記給料支払明細書の厚生年金保険料の控除額から 3 万 9,000 円、同年 10 月は申立人の A 社における同年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社を昭和 48 年 1 月 4 日に合併した B 社は、A 社が厚生年金保険の新規適用の届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 42 年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和27年1月1日、資格喪失日は32年11月16日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和27年1月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から31年5月までは1万2,000円、同年6月から32年10月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から32年11月16日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職する際、経理担当者が私と私の父親とを間違えて厚生年金保険の加入手続を行ったことから、申立期間は未加入となっている。しかし、申立期間も勤務しており、父親の厚生年金保険の加入記録もあるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和32年11月16日とされている。

しかし、A社の申立期間当時の事務担当者は、「正社員は入社時から厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、申立人と同様の勤務形態であったとする同僚2名は、入社日と資格取得日が一致しており、当該2名の同僚は、「申立人は申立期間も正社員として勤務していた。」と供述している。

一方、申立人の父親は、昭和27年1月1日から32年11月16日までの期間においてA社における被保険者となっていることが確認できるが、上記の2名の同僚は、「当時、申立人の父親はA社に勤務していなかつ

た。」と供述している上、申立人は、「父は同社で勤務していなかった。」と述べている。

このことについて、A社の申立期間当時の事務担当者は「申立期間当時、申立人は年齢が若かったため、社長から、申立人の父親の名前で社会保険に加入させるように指示があったかもしれない。」と供述している。

また、申立人は、「A社を退職する際、当時の経理担当者から、厚生年金保険の加入手続きについて父の名前で手続きを行ったと説明された。」と述べており、上記の事務担当者の供述と一致する。

さらに、申立人は、上記の事務担当者から「申立人の氏名に訂正するよう届出を行ったが、厚生年金保険料の納付の時効により2年間しか^{さかのぼ}遡ることはできなかった。」と言われたと述べているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和34年11月21日付けで、申立人が32年11月16日に被保険者資格を取得した旨の処理及び申立人の父親が同日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記の申立人の父親の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は、昭和27年1月1日、資格喪失日は32年11月16日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る申立人の父親の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和27年1月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から31年5月までは1万2,000円、同年6月から32年10月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、F社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和28年5月11日に、同社本社における資格取得日に係る記録を33年11月21日に、D社における資格喪失日に係る記録を35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年5月は8,000円、33年11月は1万8,000円、35年4月は1万8,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月11日から同年6月1日まで
② 昭和33年11月21日から同年12月1日まで
③ 昭和35年4月29日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。また、D社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無い。申立期間中に転勤及び出向はあったが、在籍のままの出向であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びF社より提出された職員名簿及び在籍履歴の記録から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるD社に継続して勤務し（昭和28年5月11日にA社B工場から同社C工場に、33年11月21日に同社C工場から同社本社に、34年4月1日に同社本社からD社に異動）、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人の昭和28年6月のA社C

工場の社会保険事務所（当時）の記録から 8,000 円に、申立期間②は、申立人の 33 年 12 月の同社本社の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円に、申立期間③は、申立人の 35 年 3 月の D 社の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA製作所における資格喪失日は、昭和52年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和52年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月21日から39年3月1日まで
② 昭和52年4月30日から54年6月15日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち申立期間①及びA製作所に勤務した期間のうち申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②とも勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和52年9月30日までA製作所に勤務していたことが確認できる。

一方、事業所別被保険者名簿によると、申立人のA製作所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和52年10月1日と記録されていたところ、同製作所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和52年4月30日）の後の53年2月15日付けで、さかのぼって52年4月30日に訂正されており、同日に被保険者資格を喪失した従業員4人についても同様の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理前の記録から、同日においてA製作所には常時5名以上の従業員が勤務していたと認められ、同製作所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格の喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る資格喪失日は、当初の訂正前の記録である昭和 52 年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、申立人の A 製作所における昭和 52 年 3 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 6 月 15 日までの期間についても、A 製作所に勤務していたと申し立てているが、同製作所は当時既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員から供述は得られず、当時の事業主は所在が判明しないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の A 製作所に係る雇用保険の加入記録は、昭和 52 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失しており、当該期間の加入記録は無い。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、B 社は、昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、申立期間①当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は連絡先が判明しないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間①の前後に、B 社において厚生年金保険の被保険者であった 17 人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚についても、申立人同様に被保険者期間の欠落がみられる。そのうち欠落期間が申立人と一致する 1 人は、「昭和 37 年 12 月に同社を一旦退職した後、他の個人事業所に勤務していた。その事業所で申立人と一緒に働いていたことがある。」と供述し、他の 1 人は、「昭和 38 年 4 月に同社を一旦退職したが、その頃、申立人も同社を辞め、別の会社に勤務していたようだ。その後、39 年 3 月に同社に戻ったときは申立人と一緒だった。」と供述していることから、申立人は当該期間において、同社を一度退職し、再度入社したことがうかがえる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和27年2月20日）及び資格取得日（昭和27年4月1日）並びに申立期間②に係る資格喪失日（昭和27年12月25日）及び資格取得日（昭和28年1月20日）をそれぞれ取り消し、申立期間①及び②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年2月20日から同年4月1日まで
② 昭和27年12月25日から28年1月20日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社B支店で所属部署の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B支店C課から同支店D出張所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された

人事記録台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B支店D出張所から同支店C課に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年2月、同年3月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月14日から同年4月1日まで

ねんきん特別便を見たところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社発行の在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年4月1日に同社C事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和24年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,800円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和24年3月14日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず

(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月5日から同年10月21日まで

社会保険事務所による戸別訪問で厚生年金保険の加入状況について説明を受け、A社に勤務した申立期間における標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業担当として勤務し、社会保険関係の事務手続きに関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成13年10月21日）の後の平成14年1月30日付けで、申立人を含む14名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、被保険者資格取得日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る社会保険事務所が保管する資料から、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成14年1月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと考えることは難しく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和39年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年6月から同年10月までの標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月26日から同年11月1日まで
② 平成7年1月から9年5月まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①及び②において加入記録が無い。しかし、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の従業員の証言により、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和39年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該喪失に係る処理は、同社が適用事業所でなくなった同日より後の40年9月28日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる。

また、A社は、昭和39年6月26日に適用事業所でなくなる旨の手続が40年9月28日付けで行われているところ、申立人を含め7人の者が、同日付けで、39年6月26日に資格喪失した旨の処理が行われており、かつ、当該期間当時、14、15人が一緒に働いていたとする当時の従業員の証言より、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について昭和 39 年 6 月 26 日に厚生年金保険の資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社の承継会社であるC社の資格取得日の記録から、同年 11 月 1 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 39 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が提出した給料明細書及び預金通帳から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が提出したB社の平成 7 年 1 月の給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されているが、申立人が提出した預金通帳の同年 2 月の振込記録により、当該保険料が申立人に返戻されていることが確認できることから、同年 1 月の保険料は控除されていないと認められ、同年 2 月以降の厚生年金保険料については、給与明細書も無く、当該預金通帳からは、その控除を確認することができない。

また、B社の当時の事業主は、「当社は既に解散しており、当時の人事関係資料も保管していないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。」と供述している。

さらに、B社における社会保険事務担当者は、「申立人は、請負扱いで勤務しており、社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、当該期間を含めて現在まで国民健康保険に加入している上、当該期間を含む平成 6 年 12 月から 13 年 3 月までの期間は、すべて国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月26日から64年1月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い。同社の退職日は昭和63年12月末日であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所属していたグループの管理者は、「申立人は昭和63年12月末日まで勤務しており、申立人の同年12月の厚生年金保険料は、申立人の同年12月の給与より控除していた。」と供述していることから、申立人が、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年7月3日、資格喪失日は37年7月15日であると認められることから、申立期間①に係る被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月3日から37年7月15日まで
② 昭和37年7月ごろから38年8月ごろまで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務したことは確かなので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人と姓が同じで、名が一文字だけ相違するC氏の記録が確認できる。また、同名簿によるC氏の生年月日は、申立人の生年月日とは相違しているものの、C氏は昭和36年7月3日に被保険者資格を取得し、37年7月15日に資格を喪失していることが確認でき、このC氏のA社に係る被保険者の期間は申立人の申立期間と一致している上、C氏の記録は基礎年金番号に係る記録に統合されていないことが確認できる。

このことについて、申立人は、「A社に入社するとき、自分の名前が難しく、読み方をいちいち聞かれるのが面倒だったので履歴書に「C」という別名を書いて同社に入社した。生年月日の相違については、よく覚えていない。」と述べている。

さらに、A社から提出された履歴書には、申立人の述べたとおり、「C」という名前の記載が確認できる上、申立人しか知り得ない申立人の母と

妹の名前が記載されており、申立人の戸籍謄本に記載された内容と符合する。

加えて、A社の事業主及び従業員の一人は、「申立期間①当時、Cという名前の従業員が勤務していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を昭和36年7月3日に取得し、37年7月15日に資格喪失した旨の届出を行ったものと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人はB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間②当時に勤務していたとするB社は、適用事業所名簿には厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している事業主や同僚は、氏名等が特定できず、所在が分からないため、これらの者から、申立人のB社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成6年4月7日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成6年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の未加入期間となっているため、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、申立人は平成6年6月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社における申立人の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）より後の平成6年4月7日付けで、同年1月31日と記録されている。

しかしながら、A社は適用事業所でなくなった日を平成6年3月31日として社会保険事務所（当時）に届け出ているが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は同日以降も法人であることが確認でき、常時従業員が在籍していたと認められることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。これらのことから、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日をさかのぼって処理する合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた平成6年4月7日に訂正することが必要である。

なお、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における5年12月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年4月7日から同年7月1日までの期間については、申立人の被保険者資格喪失日の処理が同年4月7日に行われており、社会保険事務所の不適切な処理はうかがわれない。

また、申立人から提出された平成6年5月分の給料明細書及び同僚から提出された同年4月及び同年5月分の給料明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月以降については、厚生年金保険料の控除は行われていなかったと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成6年4月7日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成7年5月31日から同年12月25日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年12月25日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間①のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、上記訂正後のA社における資格喪失日に係る記録（平成7年12月25日）を8年3月1日に更に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったことが認められることから、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月31日から8年3月1日まで
② 平成8年3月1日から9年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①については厚生年金保険の加入記録が無く、B社に勤務した期間のうち申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成7年5月31日から同年12月25日までの期間については、雇用保険の加入記録及び上司等の供述により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）より後の平成7年12月25日付けで、申立人を含む11名について、同年10月の標準報酬月額の時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年5月31日にさかのぼって処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、さかのぼって平成7年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は社会保険事務所の処理日と同日の同年12月25日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年4月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち平成7年12月25日から8年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録より申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の上司から提出された給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本から法人であることが確認でき、常時従業員が勤務していたことが認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当初の平成7年11月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、平成9年5月6日付けで、申立人を含む13名の標準報酬月額が減額訂正されて

おり、申立人の場合、資格取得日である8年3月1日にさかのぼって、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当時のB社の社会保険の担当事務員は「保険料滞納があり、納付の督促通知が頻繁に届いていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月6日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、8年3月1日にさかのぼって減額訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年3月から9年3月までを34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、17万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、20万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、27万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、27万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、27万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、25万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、25万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、21万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、15万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、22万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

オンラインの記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、22万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月及び同年5月は6,000円、同年6月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人がA社に昭和34年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の給与支給総額又は保険料控除額から、昭和34年4月及び同年5月は6,000円、同年6月は4,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和34年4月1日で厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡の取れた従業員は、「昭和34年6月末に申立人と一緒に退職するまでは、10

数名が勤務していた。」と供述していることから、申立期間についても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和56年8月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年6月及び同年7月は18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。次の会社に移るまで1日も空けずに勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち昭和56年6月30日から同年8月20日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年6月30日）より後の昭和56年9月3日付けで、同年7月の標準報酬月額の月額変更が取り消され、さかのぼって同年6月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社が適用事業所でなくなった日において、5名以上の被保険者の在籍が確認できることから、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。このことから、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である昭和56年8月21日に訂正することが必要である。

なお、昭和56年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人のA

社における同年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和56年8月21日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は同年8月20日と記録され、当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立人の勤務期間や厚生年金保険の取扱いについて確認ができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社及び関連会社であるB社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員2名に照会したが、回答を得られなかった。

このほか、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、当時の手続を誤ったとして、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を52年4月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から同年12月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月26日から53年1月27日まで

A社の厚生年金保険の資格喪失日が、昭和52年4月26日になっていた。同姓同名の同僚と被保険者記録が入れ替わっている。同社には、昭和53年1月26日まで勤務しており、退職証明書等を提出するので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が52年4月26日と記録されているが、申立人から提出された退職証明書及び離職票から、申立人は53年1月26日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している昭和53年の源泉徴収票に記載されている社会保険料額から、申立人のA社に係る52年12月分の保険料控除が推認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同姓同名（生年は同じ、誕生日違い）の同僚が、申立人と同日の昭和49年4月1日に申立人と連番で同社の被保険者資格を取得し、53年1月27日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、企業年金連合会の厚生年金基金の記録では、申立人の申し出を確認

の上、既に平成 22 年 3 月に申立人の資格喪失日が昭和 53 年 1 月 27 日に訂正されていることが確認できる。

また、公共職業安定所の被保険者記録において、申立人の被保険者番号は、申立人の所持している離職票に記載されている被保険者番号と 1 番違いで相違しており、離職日は昭和 52 年 4 月 25 日となっていることが確認できる。

さらに、申立人に係る訂正前の厚生年金基金の記録が社会保険事務所(当時)の記録と一致していることから、事業主が申立人と同僚の被保険者番号を誤って届け出た可能性が高いと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 52 年 3 月の社会保険事務所の記録から、同年 4 月から同年 9 月までは 12 万 6,000 円、申立人と同姓同名の同僚の社会保険事務所における同年 10 月の標準報酬月額の記録及び企業年金連合会の同年 10 月の記録から、同年 10 月から同年 12 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に昭和 53 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立期間当時の事業主は死亡していることから、これを確認できないが、厚生年金基金、公共職業安定所及び社会保険事務所のいずれもが申立人の資格喪失日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は資格取得日が昭和46年9月25日、資格喪失日が48年7月25日とされ、当該期間のうち46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社の資格取得日に係る記録を46年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年9月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格取得日を訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届けており、申

立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は資格取得日が昭和54年3月1日、資格喪失日が56年7月1日とされ、当該期間のうち54年3月1日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社に係る資格取得日を54年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年3月1日にB社（現在は、C社）D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格取得日を訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届けており、申立期

間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月31日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和26年9月1日から同年9月20日までの期間については、A社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月5日から22年5月1日まで
② 昭和23年10月31日から同年12月1日まで
③ 昭和26年9月1日から同年9月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③については、申立人が認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することはなく、年金支給額に変更がないことは承知しているが、同社に勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、オンライン記録等によると、A社B支店において昭和23年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失後、同年12月1日に同社B支店において再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の同僚は「申立人は、私と同じ正社員で、申立期間②とその前後に、仕事内容や勤務形態に変更はなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年9月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③については、申立人は、オンライン記録等によると、A社B支店において昭和26年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年9月20日に同社C支店において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事記録から、申立人は、申立期間③において同社に継続して勤務（同社B支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

なお、申立人のA社B支店から同社C支店への異動日については、同社から提出のあった人事記録では、昭和26年8月18日と記載されていること、申立人は、「B支店における業務の引継ぎを行った後、同年9月1日にC支店に赴任した。」旨供述していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和26年9月1日であると認められる。

申立期間①については、A社から提出のあった人事記録から、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A本社の人事担当者は「申立人は、当時、準社員であったが、準社員は見習いのような社員であったため、厚生年金保険料を控除していたか不明である。」旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の元従業員は「同社には資格取得日前から勤務していた。」旨供述していることから、同社では、当時、一定期間経過後に、厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 9 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 20 日から 40 年 10 月 21 日まで
平成 19 年ごろ、ねんきん特別便を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、出産のため昭和 40 年 11 月初めから 41 年 2 月末まで A 県 B 郡の実家に帰省しており、脱退手当金を受け取れるはずはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 16 か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の前後 8 ページを確認したところ、当該事業所以外の被保険者期間も含めて 2 年以上である女性は 13 人いるが、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は 3 人である上、そのうち 2 人は資格喪失の 1 年以上後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受け代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間①と②の間に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、当該未請求事業所と申立期間①に係る事業所は同一会社であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間に係る最終事業所の女性のうち、オンライン記録において

脱退手当金の支給が確認できた者については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の当該被保険者名簿にはその表示が無いことも事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和20年2月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月13日から20年2月13日まで
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び申立人の転職先であるC社（現在は、D社）から提出された同社の社員台帳により、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社では調度課に所属し退職するまで業務内容に変化はなかったと供述している上、上記社員台帳には、申立人が昭和19年3月1日から退職まで同社B工場調度課に勤務していたと記載されていることが確認できる。

さらに、A社B工場の複数の従業員は、「申立期間当時、女子挺身隊員として勤務していた。挺身隊員は正社員ではないが、正社員と同様に退職まで厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該従業員の退職時期と厚生年金保険の資格喪失時期が合致していることが確認できる。また、事業主は、申立人は申立期間当時、常用職員であり、正社員であったとしていることから判断すると、申立人は、昭和20年2月12日まで勤務形態に変更はなく、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和19年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料を廃棄していることから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年2月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月21日から同年5月1日まで
② 平成13年10月1日から14年2月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が実際に支払われた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、算定基礎届において決定された平成13年10月の標準報酬月額（24万円）が同年9月までの標準報酬月額（26万円）より低く決定されているにもかかわらず、事業主により以前の標準報酬月額（26万円）で保険料控除が行われていることが確認できる上、B健康保険組合における健康保険とオンライン記録における厚生年金保険の申立期間に係る標準報酬月額が共に24万円と記録

されており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録のとおり届出が事業主から行われ、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人から提出された退職証明書及び給与明細書から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、給与明細書では、申立人の申立期間①に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間①当時は、3か月程度の試用期間を設けており、同期間経過後に厚生年金保険に加入させて保険料控除を行っていた。」と供述しており、同社に申立期間①当時に勤務していた複数の従業員も、「入社後に試用期間があり、同期間経過後に厚生年金保険に加入した。試用期間中は、保険料の控除は無かった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成5年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成3年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年2月1日まで

A社で勤務した平成4年12月31日以降の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額と相違しているため、申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年12月31日より後の5年2月1日を処理日として、4年12月31日付けで資格喪失とされており、他の従業員7人についても同日を資格喪失日とする処理が行われている上、事業主及び取締役については、同年3月30日を資格喪失日とする処理が行われており、事業主については、5年2月4日を処理日として、被保険者資格の取消しの処理が行われている。また、申立人の標準報酬月額については、同年10月7日を処理日として3年10月から4年9月までが22万円から18万円に、同年10月及び同年11月が20万円から18万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認でき、他の従業員5人についても同様の処理が行われている。

また、A社は、商業登記簿謄本により、平成5年10月7日の遡^{そきゅう}及訂正処理

日において、法人であったことが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る平成4年12月31日付けの被保険者資格喪失の処理及び3年10月から4年11月までの標準報酬月額を訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた5年2月1日に訂正し、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、3年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年1月までは20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の41万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(59万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年3月1日から同年10月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、59万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の申立人の報酬月額の届出誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成14年11月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成14年9月及び同年10月の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月21日から同年11月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における資格喪失日は、平成14年12月5日付けで同年11月21日と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日(同年9月21日)の後の15年3月4日付けで申立人は14年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成14年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の同年11月21日であると認められる。

また、平成14年9月及び同年10月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の妻は、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた
ので、昭和 40 年 11 月以降の保険料が未納とされていることに納得できな
い。結婚前は、どのようにして納付していたか不明であるが、納付記録を
調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間のうち結婚後の昭和 40 年 11 月
から 41 年 3 月までの期間については、申立人の保険料と一緒に納付していた
とする妻は、昭和 40 年度の自身の保険料を結婚前に居住していた町で納付し
ていることが確認できること、41 年度の保険料について、妻の分は結婚後に
居住していた区で現年度納付されているが、申立人の分は 43 年 2 月に過年度
納付されていることが確認できることなど、申立人の妻が当該期間の夫婦二
人分の保険料と一緒に納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和 36 年 4 月から 40 年 10 月までの期間については、申立人の国民
年金手帳の記号番号が払い出された 42 年 4 月時点では、当該期間の大部分は
時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期
間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号
が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月、48年11月から53年11月までの期間及び平成4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年5月
② 昭和48年11月から53年11月まで
③ 平成4年1月から同年3月まで

私は、厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された直後の平成4年3月に、国民年金の加入期間として記録が追加された期間であり、申立期間当時は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録整備時点でも、時効により保険料を納付することはできない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、現在所持する厚生年金保険の手帳及び上記の手帳記号番号払出時期に交付されたと考えられる国民年金の手帳の他に、別の手帳を所持していたことについて記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間後の平成6年2月4日に過年度保険料納付書が発行されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間直後の平成4年4月から60歳到達時の7年*月までの期間はすべて申請免除期間であることから、当該過年度保険料納付書は申立期間③について発行されたもの

と推測できるが、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧^{あいまい}であること、上記のとおり、当該過年度保険料納付書が送付された時期が申請免除期間中であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料および付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から平成4年10月まで

私は、昭和48年ごろ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。また、昭和51年3月に婚姻した後は、妻が保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び婚姻後の申立人の保険料を納付していたとする妻は、納付していた保険料額の記憶が曖昧であること、妻は、次男出産時期の昭和58年に自身が国民年金に未加入であったことを知り、同年に加入手続きをしたとしており、申立期間の一部は時効により保険料が未納となっていることなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が所持する年金手帳に国民年金の記号番号の記載は無く、申立人及びその妻は、当該手帳以外に申立人の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から54年2月まで

私は、国民年金保険料の納付期間が20年に満たないと国民年金を受け取れないと聞いたので、昭和55年3月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、夫が特例納付により、保険料の納付期間が20年になるように、さかのぼって保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び保険料を納付したとする夫は、納付した保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年3月に払い出されており、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、同年3月28日に任意加入により被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、未加入期間である申立期間の保険料をさかのぼって納付することができず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の受給資格期間は24年であり、上記手帳記号番号払出時点では、特例納付をしなくても60歳到達時まで保険料を納付すれば、受給資格期間を満たすことができ、特例納付をしなければならない状況ではなかったこと、上記の国民年金被保険者名簿には、昭和53年度からの検認記録が記載されているが、同年2月以前については斜線が引かれ、保険料の納付を要しないことが確認できるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7490

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで
私は、昭和36年ごろに国民年金に加入した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について、申立人は、昭和36年ごろに国民年金に加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年11月に任意加入により払い出されていることが推認でき、当該払出時点前の申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続、加入時期、国民年金手帳の受領及び所持、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であること、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7491

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月

私は、母から私が20歳になった昭和58年*月に、私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から国民年金の手帳を受け取った記憶はなく、現在所持している厚生年金保険の手帳及びその印字により平成元年以降に発行されたと考えられる国民年金の手帳以外の年金手帳を見たことも所持したこともないと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年6月までの期間及び50年6月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年6月まで
② 昭和50年6月から52年2月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が学校を卒業して就職するまでの期間と、会社を退職して結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から46年3月まで
私は、昭和45年2月に住民票を移したときに区役所出張所の職員から国民年金の加入を勧められて加入し、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が住民票の異動手続を行い、同時に20歳までさかのぼって保険料を納付したとする昭和45年2月は特例納付の実施期間ではなく、また、さかのぼって納付したとする保険料の納付額、納付場所、納付方法等の納付状況に関する記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年10月は第1回特例納付の実施期間であるものの、申立人は当該時期に特例納付により保険料を納付した記憶は無いとしており、申立人が所持する国民年金手帳には、同年同月の転居後の住所及び同年11月の婚姻後の姓が記載されているなど、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7498 (事案 3273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 45 年 12 月までのうち 24 か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 45 年 12 月までのうちの
24 か月間

私は、区役所で昭和 43 年 3 月と 44 年 3 月の 2 回、それぞれ 1 年分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間中の昭和 43 年 3 月と 44 年 3 月にそれぞれ 1 年間分の保険料を一括納付した記憶があり、いずれの納付時にも 1 年間分の保険料を一括納付するために自身の月給の 3 か月分程度を準備しその中から納付したと説明しているが、その金額は当時の保険料額と大きく相違する。

また、申立人は申立期間同時に国民年金手帳は渡されなかったと説明しているが、その当時は現年度保険料の納付は年金手帳への印紙検認方式により行われていたなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保

険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの期間及び43年5月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から42年3月まで
② 昭和43年5月から46年3月まで

私は、父から「国民年金保険料は納めているから」と言われていたので、私の国民年金の加入手続と私が結婚するまでの保険料の納付は父が行ってくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年12月時点では、申立期間①及び申立期間②の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、父親から年金手帳を受領した記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間、46年4月から48年2月までの期間及び49年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から48年2月まで
③ 昭和49年1月から61年3月まで

私の姉は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①は国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料を納付していたとする姉は、保険料の納付期間、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人及びその姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳は、国民年金記録欄に第3号被保険者種別が区分されている昭和61年4月以降に発行された手帳であり、この手帳に記載された手帳記号番号は63年5月に払い出されており、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、申立人及びその姉は別の手帳を所持した記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 12 月まで
私は、20 歳代のころ、近所の友人に勧められて、市役所で国民年金の加入手続を行い、1 回だけまとめて国民年金保険料を納付したことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時に一度だけまとめて保険料を納付したと説明しているが、加入手続時期、納付期間及び納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、年度別納付状況リスト及びオンライン記録により、昭和 56 年 3 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が定かでないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7502

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年9月まで
私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、未納であった私の2年分の国民年金保険料も納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付時期、納付額、納付方法等の具体的な納付状況の記憶が曖昧であり、申立期間は第3回特例納付により保険料を納付することも可能であるが、申立人は、特例納付したことを主張しておらず、その記憶もないなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和55年5月時点では、第3回特例納付による場合を除き、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、妻は、申立期間当時に年金手帳を受領した記憶も定かでないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、婚姻後の昭和48年3月に夫が確定申告を行なった際に、夫から私の国民年金保険料の領収証書が無いことを指摘されたので、同年4月に区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。その後は、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付頻度、納付方法等の具体的な納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月時点では、申立期間のうち51年7月から53年3月までの保険料は過年度納付することが可能であり、48年4月から51年6月までの保険料は第3回特例納付により納付することが可能であったが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を受領した記憶が定かでないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7506

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から54年1月まで

私は、会社を辞めたときに母に勧められて、自分で国民年金への加入手続を行い、その後は国民年金保険料をすべて納付した。会社を辞めたときの再加入手続、結婚や夫の転勤による転居の際の氏名変更や住所変更手続を自分でを行い、保険料を納付してきた。申立期間が未納及び未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、会社退職後の国民年金への再加入手続、結婚した際の氏名変更手続及び申立期間当時、4回の転勤の際の他市区への住所変更手続をすべて行ったと説明しているが、昭和44年6月に最初に払い出された国民年金手帳の記号番号に係る払出簿には、他市区に転出した旨の記載はない。

また、申立人に対しては、昭和54年2月に当時居住していた市において別の手帳記号番号が払い出されており、申立人は当該手帳記号番号の手帳が発行される際に、以前所持していた手帳は回収されて新しい手帳記号番号の手帳が交付されたと説明しているが、当該市では、旧手帳記号番号が判明している場合に新しい手帳記号番号を払い出すことはないとしており、申立期間について旧手帳記号番号により保険料を継続して納付していたとすれば、新しい手帳記号番号が払い出されることは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間当時の納付方法、納付金額などの記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで

私は、昭和40年4月ころに郵便局で国民年金の加入手続きを行い、その後は郵便局で手帳により国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、郵便局で加入手続きを行い、保険料を郵便局に手帳を持参し納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、国民年金への加入手続きを郵便局では行えず、申立期間当時の保険料の納付は印紙検認制度又は納付書制度であり、国民年金手帳により郵便局で保険料を納付することはできなかったとしており、当時の加入手続き及び納付方法と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年4月に国民年金に任意加入していることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間は、任意加入前の未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 47 年 7 月まで

私は、当時勤務していた美容室の経営者と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 39 年 5 月に勤務先の美容室の経営者と一緒に国民年金の加入手続きをしたと説明しているが、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、59 年 2 月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、加入前の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶がなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 45 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 8 月まで
私の国民年金は、母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 8 月に払い出されていることが確認でき、申立期間は手帳記号番号が払い出された時点で未加入期間とされていることから、保険料をさかのぼって納付できない上、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶はなく、現在所持する国民年金手帳以外の年金手帳の記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 8 月まで
私は、60 歳以降も国民年金に加入して、国民年金保険料は妻が納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は 60 歳到達後の時期であり、申立人は国民年金への再加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、実際に再加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻から、当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、60 歳時の昭和 61 年*月*日に任意加入し、併せて付加保険料の申出も行っていることが、オンライン記録により確認でき、任意加入の場合には、制度上、さかのぼって加入前の保険料を納付することができない上、60 歳以降の任意加入制度が発足したのは 61 年 4 月であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年12月までの期間、52年1月から56年3月まで期間、58年3月から同年9月までの期間及び59年4月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から47年12月まで
② 昭和52年1月から56年3月まで
③ 昭和58年3月から同年9月まで
④ 昭和59年4月から60年12月まで

昭和44年から47年まで勤めていた美容院の経営者は、私の国民年金の加入手続きを行い、給与から天引きで申立期間①の私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、婚姻後の52年1月からは、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和44年から47年まで勤めていた美容院の経営者及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、加入手続きを行ない保険料を納付していたとする美容院の経営者から当時の納付状況等を聴取することができず、当時の同僚についても所在、納付記録等を確認できないため、当時の状況が不明であり、申立期間②、③及び④については、申立人は保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間②のうち昭和54年7月から同年9月までの保険料及び55年1月から同年9月までの保険料が、時効を超えて納付されたために還付決議され、一部の保険料は申立期間③直前の57年10月から58年2月までの

保険料に充当されていることから、当該充当期間は、それ以前は未納であったことが確認でき、申立期間④については、申立人の夫は当該期間が申請免除となっているなど、申立期間の保険料が納付いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 9 月時点では、申立期間①及び申立期間②の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7513

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 54 年 4 月ころに私の国民年金の加入
手続を区役所で行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の
保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたと
する母親は、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 6 月時
点では、申立期間の保険料の一部を過年度納付することが可能な期間である
が、母親は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、
母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当
たらぬ。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部
は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番
号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

東京国民年金 事案 7514

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 53 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 11 月時点は、第 3 回特例納付の実施期間であったが、母親はさかのぼって又はまとめて保険料を納付したことはないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7515

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで
母は、私の会社が倒産した後の昭和 57 年 4 月から私が作家として立ち行くまでの 5 年間、私の国民年金保険料を母と同居していた友人の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする友人も申立期間の一部の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7517

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月

私は、60歳になった平成14年*月に市役所の出張所で13年4月から14年2月までの国民年金保険料を納付した際、満額の年金を受給するためには、あと30数万円の保険料が必要だと言われ、その日の午後、社会保険事務所（当時）の相談センターで保険料39万円を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は社会保険事務所の相談センターの窓口における対応状況について具体的に説明し、21か月分の保険料を一括納付したと主張するが、申立人は任意加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人が任意加入した記録も無い。

また、当該センターでは任意加入手続及び保険料の収納事務を取り扱っていないこと、制度上、21か月分の保険料を一括で現年度納付することはできないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7518(事案 2632 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間当時に印紙で納付した記憶については曖昧であるが、昭和 47 年 1 月に転居後、義理の兄から今ならさかのぼって保険料を納められると言われて納付し、その際、未納がないことを区の職員に確認した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付金額、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間のうち、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和36年12月より前の期間の保険料をさかのぼって納付したか憶えていないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに提出された申立理由書には、申立人が昭和47年1月に転居した後に過去の未納分をさかのぼってすべて納付したことは明確に憶えていることが第三者委員会で認められていることから、強制適用期間である申立期間を納付の対象から外したとは考えられない旨の主張が記載されている。

しかしながら、当初の申立てでは、申立人は申立期間の保険料を印紙で納付したと説明しており、印紙で納付したとする納付方法は47年1月当時実施されていた第1回特例納付の納付方法とは異なるものである。このため、強制適用期間であることを理由に特例納付の対象から外したことは考えられないとの主張には、納付方法の説明に関して当初の申立てとの間に矛盾が生じることとなる。

また、申立人は、さかのぼって納付した保険料額に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、当該申立理由書の記載内容は主張の変更にすぎないなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7519

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から48年3月まで
私は、結婚後に国民年金の加入手続きを行い、さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月時点は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間の保険料を特例納付することができたものの、申立人は、特例納付した記憶はないと説明している。

さらに、申立人は加入手続き時に昭和42年4月から44年8月まで厚生年金保険に加入していたことを説明したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳では、資格取得日が厚生年金保険の資格喪失日ではなく20歳到達時の43年*月とされているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年6月までの期間及び49年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から48年6月まで
② 昭和49年4月から61年3月まで

私は、昭和49年3月ころに過去にさかのぼって納付できるという案内をもらい、申立期間①の国民年金保険料を、納付済みの36年4月から45年3月までの期間を含めてまとめて納付した。また、申立期間②については、申立期間①の保険料を納付した後に定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、まとめて納付したとする昭和49年3月頃は第2回特例納付の実施期間であったが、納付したとする金額は、申立期間①を含む36年4月から49年3月までの保険料を、特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額と相違していること、申立人は申立期間の保険料の納付について納付書の枚数、納付回数等に関する記憶が曖昧であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、当時の保険料額、納付時期、納付頻度等に関する記憶及び転居に伴う国民年金の住所変更手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年2月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付した領収証書を持っている。私は、この期間の保険料の還付を受けた憶^{おぼ}えはないので、納付済期間に記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成8年1月に記録訂正されるまで、国民年金被保険者期間として取り扱われており、申立人が所持する国民年金保険料領収証書により、申立人は、申立期間の保険料を納付したことが確認できるものの、納付済みとされる申立期間の保険料は還付されており、オンライン記録において、申立人の住所、氏名、預金口座番号、還付期間、還付金額、還付決議日、還付理由、送金（支払）通知書作成日が明確に確認でき、当該記載に不自然な点はみられない。

また、当該期間の保険料が未還付等により納付されたままとなっている事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7522

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 41 年 6 月まで

私は、夫 (申立人) が会社を退職した後に夫の国民年金の加入手続きを行い、夫婦 2 人分の国民年金保険料を納付していた。当時は収入が一定でなく何度か滞納したこともあったが、後から過年度納付をして、夫婦共未納期間を残さないようにした。私の保険料は納付済みとなっているのに、夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人の国民年金の加入手続きをし、保険料を納付していたとする妻は、加入手続きの時期及び納付した保険料額についての記憶及び申立期間当時に夫の保険料を過年度納付したかどうかについての記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に払い出された一つ目の国民年金手帳の記号番号に係る被保険者名簿には、申立期間について保険料の納付済みの記録が無く、申立期間の後の昭和 44 年 5 月に払い出された二つ目の手帳記号番号に係る被保険者名簿では、資格取得欄に 44 年 2 月に新規加入と記載されており、同月から納付済みの記録となっていることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7523

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで
私は 14 歳で視覚障害者となったので、国民年金の手続は両親と兄がやってくれたと思う。申立期間の前後の期間は法定免除となっているのに、申立期間のみが国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の国民年金に関する手続を行ったとする両親及び兄から当時の手続状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間については、申立人は当時、大学生であったことから、国民年金の任意加入適用期間であるため、制度上、保険料を免除することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 43 年 12 月までの期間及び 44 年 2 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 43 年 12 月まで
② 昭和 44 年 2 月から 47 年 3 月まで

私は、金融機関の営業職員に、婚姻前は一人分の、婚姻後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、納付書により金融機関の営業職員に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 44 年 2 月から 45 年 6 月までの納付方法である印紙検認と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 9 月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 57 年 6 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に会社を退職した後、間もなく市役所で国民年金の加入手続をし、加入後は最初は 2 か月分を、その後は 3 か月分か 6 か月分ずつまとめて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 56 年に国民年金の加入手続を行い、最初は 2 か月分、その後は 3 か月分か 6 か月分ずつ保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 59 年 10 月ごろに払い出され、その時点で過年度納付が可能な申立期間直後の 57 年 7 月からの 2 年分の保険料をまとめて過年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで
私は、父から、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学に通っていた間の国民年金保険料を納付していると聞いていた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、父親と同居していた妹の申立期間の保険料は、父親の死亡後である昭和 50 年 12 月に納付されていることが確認できるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、現在所持する年金手帳は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降に発行された手帳のみで、別の手帳を所持していた記憶はないなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から63年3月まで

私は、自営業を始めたころ、経営が厳しく国民年金保険料を納付してこなかった。結婚した昭和61年10月ごろに今までの未納分の保険料を納付しようと思い、社会保険事務所（当時）と相談して、さかのぼって納付することとした。納付書が送られてきたので、夫婦二人分の未納分の保険料を納付書どおりに郵便局で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳の記号番号は平成2年1月ごろ夫婦連番で払い出されており、申立人は当該手帳記号番号の払出時点で過年度納付及び現年度納付が可能であった昭和63年1月から平成元年12月分の保険料を納付していることが確認できるが、その時点で、申立人は「古い未納分は、さかのぼって納付できないものもある。」と社会保険事務所から言われたと説明しているほか、当該過年度納付前の申立期間については、保険料の納付額などに関する記憶が曖昧である。

また、申立人が当該過年度納付した期間のうち昭和63年1月から同年3月までの保険料は、時効により保険料を納付できないことから、前半の1か月分の保険料は還付され、後半の2か月分の保険料は他の期間の保険料として充当されていることが確認でき、その処理に不合理な点は認められないなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記以外の国民年金手帳を所持していた記憶がないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から51年9月まで
私は、昭和48年ごろに区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は銀行の口座振替で妻が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の保険料額及び厚生年金保険の資格喪失後の国民年金への切替手続きに関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料額及び保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶が定かでないほか、申立期間の自身の保険料は未納であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
私の母は、昭和 36 年 4 月に私の国民年金の任意加入手続をしてくれて以降、厚生年金保険に加入している期間を含め、40 年 3 月までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 61 年 11 月ごろに払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも資格取得日が 61 年 10 月 17 日と記載されている上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間は、学生であったと説明しており、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間であり、大学卒業後の 39 年 4 月から同年 8 月までの期間については、厚生年金保険に加入するまでの期間であり、当該期間は本来、強制加入適用期間となるが、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

その後の昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は厚生年金保険に加入しており、制度上、国民年金に加入できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7534

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年12月まで

私が20歳になったころに母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。大学を卒業してしばらくしてからは、私が郵便局で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び加入当初の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び加入当初の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は、自身で保険料の納付を開始した時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から49年3月まで
私は、昭和44年4月から婚姻する前の47年12月までの自身の国民年金保険料を納付し、婚姻後の48年1月からは夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、数か月間は居住していた町の集金人に、その後は町役場に出向いて保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプの押印を受けていたと説明しているが、申立人が所持する2冊の国民年金手帳のうち、昭和43年5月に交付された1冊目の国民年金手帳の印紙検認欄には、検認印が押されておらず、領収証書等も貼付されていない。

また、昭和45年1月に再交付された国民年金手帳には、昭和44年度の印紙検認欄に検認印が押され、45年度の印紙売りさばき代金領収証書、49年度及び50年度の領収証書が貼付されているものの、申立期間の印紙検認欄には検認印が押されておらず、申立期間の領収証書等も貼付されていない。

さらに、申立人は、上記の2冊の国民年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明していること、申立期間後に保険料をさかのぼって納付したことはないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から同年 7 月まで

私は、昭和 49 年 8 月に会社を退職して以降、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってきた。申立期間についても、切替手続きを行い、私又は父が国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身で申立期間の保険料を納付した記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、昭和 59 年 5 月時点で作成された年度別納付状況リストでは、申立人は、54 年 7 月に被保険者資格を喪失後当該リストが作成された 59 年 5 月まで被保険者資格の得喪記録は記載されていないこと、オンライン記録においても、54 年 7 月に被保険者資格を喪失後、62 年 2 月に再度加入するまで被保険者資格の得喪記録は記載されていないことなどから、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続きを行ったとは考えられず、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年12月まで

私は、20歳になった昭和47年*月に区の出張所で国民年金に加入し、国民年金保険料は郵便局で納付してきた。50年11月に結婚して転居した後は元夫が保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶がないこと、保険料を納付していたとする元夫は離婚後に自身の国民年金の加入手続をしていることなど、申立人及びその元夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年6月時点では、申立期間の大部分は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7543

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 6 月まで
私は、昭和 62 年 1 月末に会社を退職したことから、同年 6 月に社会保険事務所（当時）へ行き、62 年 2 月から 6 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 62 年 6 月に夫婦二人分の申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後再度取得したことに伴う申立人の妻の種別変更手続は、申立期間後の 62 年 9 月に行われ、妻が第 1 号被保険者となった期間の保険料は 63 年 12 月に納付されていることがオンライン記録から確認できること、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号が記載されておらず、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年6月までの期間及び41年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年6月まで
② 昭和41年3月から50年3月まで

私の元妻は、私の国民年金の加入手続をし、未納となっていた申立期間の国民年金保険料及び自身の未納となっていた昭和40年12月から50年3月までの保険料を50年か51年ごろから約2年間に3回ぐらいに分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、元妻が申立期間の保険料をさかのぼって分割して納付したと説明しているが、申立期間の保険料を納付するには、その大部分は特例納付による以外にないものの、申立人は特例納付制度について聞いたことが無いとしていること、一緒にさかのぼって保険料を納付したとする元妻も申立期間について特例納付の記録は無く保険料が未納であることなど、元妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7545

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 47 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 11 月まで
私は、母から父が将来の事を考えて国民年金の保険料を納めてくれていたと聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を見たことが無く、父親から渡されたことも無いとしているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月11日から24年12月31日まで
② 昭和60年3月29日から63年5月31日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①については、脱退手当金の支給記録があり、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①に係る脱退手当金については、社会保険事務所の存在を知らなかったので手続はしていないし、会社からは脱退手当金についての連絡は無かったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②については、A社に昭和60年2月1日から63年5月まで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和25年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和35年11月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人はA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社の元同僚の供述から、申立人は、申立期間②のうち昭和62年1月ごろまで継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成5年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの回答が得られないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が「アルバイトを含め、従業員は30人程度いた。」と供述しているが、オンライン記録では厚生年金保険被保険者になっているのは10人弱であることから、同社においてはすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

また、申立人が一緒に受付業務をしていたと記憶する同僚は、A社において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿において、厚生年金保険に加入した後、2か月未満で資格喪失している人が、複数確認できる上、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の記載は無く、申立人が昭和60年3月29日に厚生年金保険の資格を喪失した際、健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無く、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から31年5月8日まで
② 昭和31年5月8日から34年11月10日まで
③ 昭和34年11月10日から37年5月31日まで
④ 昭和42年6月25日から同年10月1日まで
⑤ 昭和43年1月1日から46年7月31日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間②については、脱退手当金の支給記録があり、申立期間①、③、④及び⑤については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間②に係る脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間①、③、④及び⑤については、A社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間①については、申立人から提出されたA社の勤続賞等の表彰状から、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時の事業主は他界している上、当該事業所を吸収合併したB社は、「当該期間の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者であったことが確認できる9人の従業員に照会したところ、回答のあった複数の従業員は、「自身が入社してから、厚生年金保険に加入するまでは相当期間経過していた。」、「A社では、厚生年金保険に加入している者としていない者がいた。」と供述している。

申立期間③については、申立人から提出されたA社の着附科の修了証書から、申立人が申立期間③のうち昭和35年8月まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③当時の事業主は他界している上、当該事業所を吸収合併したB社は、「当該期間の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③の前後に被保険者であったことが確認できる14人の従業員に照会したところ、回答のあった複数の従業員は、「申立人がいつまで勤務していたかは不明。」としているほか、申立人と同時期に被保険者資格を喪失した複数の従業員は、「実際に勤務した期間よりも自身の厚生年金保険の加入期間は短い。」と供述しているところ、オンライン記録で申立人と同時期に厚生年金保険の資格を喪失している者が複数確認できることから、A社では、理由は不明であるが、複数の従業員の厚生年金保険の資格を喪失させていたと考えられる。

申立期間④については、申立人は引き続きA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間④当時の事業主は他界している上、当該事業所を

吸収合併したB社は、「当該期間の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④の前後に被保険者であったことが確認できる9人の従業員に照会したところ、「申立期間④に申立人が勤務していたかは不明。」と供述している。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和42年7月17日付けで申立人の健康保険証が返納された旨の記載が確認できる上、B社の人事担当者は、「被保険者ではない期間に、給与から厚生年金保険料の控除をすることはなく、当時も同様の取り扱いであったと思う。」と供述している。

申立期間⑤については、A社の元従業員の供述から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間⑤当時の事業主は他界している上、当該事業所を吸収合併したB社は、「当該期間の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、上述の元従業員は、「申立人が勤務していた期間はわからないがアルバイトとして勤務していたと思う。」等、供述している上、そのうち一人は、「アルバイトの人は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の記載は無く、昭和43年1月24日付けで申立人の健康保険証が返納された旨の記載が確認できる上、B社の人事担当者は、「資格喪失した後に給与から厚生年金保険料の控除をすることはなく、当時も同様の取り扱いであったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

平成 21 年 11 月に、ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印が確認でき、脱退手当金計算書には、申立人の当時の住所地にある郵便局に対し、昭和 45 年 12 月 2 日付けで小切手を振り出した記録が残っていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 4 日から 39 年 5 月 29 日まで
② 昭和 41 年 9 月 14 日から 43 年 1 月 30 日まで

平成 16 年 2 月に、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認でき、申立人は、申立期間の事業所を退職後の昭和 43 年 6 月 * 日に婚姻していることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から33年1月1日まで
夫の年金裁定時に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月から 30 年 5 月まで
昭和 28 年 6 月ごろに入社し、30 年 5 月ごろまで靴の展示販売員として勤務していた。当時の給料支払明細書及び受領書があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る商業登記簿謄本と申立人の記憶する商号、住所が一致することから、申立人が勤務していたとする事業所は同社であると特定できるものの、同社の代表者及び同僚について連絡先が不明であることから申立人の勤務実態について確認することができず、申立人から提出された給料支払明細書（昭和 28 年 9 月分）から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、当該給料支払明細書がA社のものであるか否かを確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたと申し立てている。創業者3人のうちの一人である申立人の夫は、「申立人は創業時から共に働いていた社員であり、申立期間に同社に在籍していた。」と供述しているところ、他の創業者及び同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和49年6月1日前には同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間のうち昭和47年4月から49年5月までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、創業者3人のうちの他の一人は、「A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったとき(昭和49年6月1日)には、申立人は既に退職していた。」と供述しているほか、申立期間当時に社会保険事務を担当していた同僚は、「昭和48年4月から数か月は申立人の部下として働き、申立人から経理事務を引き継いだ、自分が厚生年金保険の新規適用事業所の届出を行ったときには、申立人は既に退職しており、届出事務に誤りは無い。」と供述している。

なお、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、事業主から申立人に係る同社での在籍状況及び厚生年金保険の取扱いに係る資料が提供されず、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険の取扱

いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 12 月 20 日から 26 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社又はB社(現在は、C社)に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社から引き続きB社に勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社から継続してB社に勤務していたと申し立てているところ、C社から提出された会社経歴書によると、A社は昭和25年11月に解散し、その後、B社が業務の一部を引き継いでいることが確認でき、C社の担当者は、「申立人はA社から継続して勤務していたと思う。」と供述している。

また、C社から提出された社員名簿から判断すると、申立人は昭和26年1月6日にB社に入社したことが確認できる。

なお、A社は昭和25年12月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年3月1日であり、C社の担当者は「給与の支払はあったと思うが、厚生年金保険の適用事業所となるまで厚生年金保険料は給与から控除していなかったと思う。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に昭和25年12月20日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、26年3月1日にB社の厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には代表取締役として勤務しており、どちらかの厚生年金保険に入っていたはずであるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る商業登記簿謄本により、申立期間において、申立人が両事業所の代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 62 年 7 月 1 日であり、B社が適用事業所になったのは 63 年 6 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

一方、申立人は、昭和 58 年 3 月にA社に係る健康保険厚生年金保険新規適用届を社会保険事務所に提出し、同年 7 月にB社に係る同新規適用届を提出したと供述しているが、適用事業所名簿によると、両事業所の適用年月日はオンライン記録と一致しており、事業所番号及び事業所記号もそれぞれ届出順に記録され、不自然なところは見受けられない。

また、申立人は、厚生年金保険料の給料からの控除及び保険料の納付について、税理士に任せていたと供述しているが、申立人はA社及びB社の代表取締役であり、厚生年金保険の加入状況を知り得る立場であることから、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 5 日から 43 年 7 月 30 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社在職当時の詳細な供述から、申立人が期間の特定はできないものの同社に運転手補助として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人を A 社に紹介したとする同僚 1 名は既に死亡している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた従業員 4 名に照会したところ、当時の運搬業務担当者を含めたその全員が申立人を記憶していないと回答している。

また、A 社の現在の代表取締役は、「当時の人事関連資料は無く、申立期間当時の事業主及び総務担当者は既に死亡しているため、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。」と供述している。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者整理番号の欠番は無く、訂正等の不自然な記載も無い。

加えて、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録は、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間は転勤なども無く、同社に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、また、当時の事業主（申立人の父）及び社会保険事務担当者は既に亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に在籍していた申立人の弟二人及び従業員に照会したところ、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除についての供述は得られなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の弟二人についても、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び再取得が行われていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月10日から同年5月6日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された同社の退職年金加入証書及びA社の人事担当者、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間を含め継続して同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同期入社 of 2名の同僚は、「A社に入社後、本社において研修があり、その後、それぞれの配属先で厚生年金保険に加入した。研修期間中は加入しておらず、保険料の控除も無かったと思う。」と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、両名の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和28年5月6日と同年6月1日となっていることが確認できる。

また、A社の人事担当者は、「資料が無く、詳細は不明である。当時は、研修後に配属先で厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、A社の元従業員は、「本社採用者は研修後に厚生年金保険に加入させていたと聞いたことがある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月から22年3月まで
② 昭和22年4月から26年11月まで

A村役場で勤務した申立期間①、B診療所で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。医師として多忙に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A村役場が保管していたA村史に、申立人が同村役場に村医として在籍し、「昭 21. 1. 31~22. 1. 31」との記載があることから、申立期間のうち、当該期間に同村に勤務していたことは確認できる。

しかし、A村役場は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年5月20日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A村役場は、「当時の資料が上記村史以外残っていないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、B診療所を運営していたC連合会が保管している人事調書により、申立人が、当該期間のうち、昭和22年10月から26年12月7日までの期間に当該診療所に勤務していたことは確認できる。

しかし、C連合会の人事担当者は、「申立期間②当時、同連合会が運営していた診療所における厚生年金保険の取扱いは、各診療所において、それぞれ手続を行っていたと思われる。」と回答しているところ、オンライン記録によれば、B診療所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同連合会は昭和23年8月1日に適用事業所となっているが、申立人の記録を確認することができない。

さらに、B診療所から提出された申立期間②当時の辞令簿に、申立人と同時期に、医師及び同診療所長として同診療所に勤務していたと記録されている申立人の父親について、当該期間における厚生年金保険の記録は確認できない。

一方、上記人事調書では、申立人の採用前経歴として、「昭和22年10月B診療所勤務」と記載されているが、当該診療所を運営していたC連合会が設立されたのは23年8月であり、それ以前の雇用主を確認できる資料が無く、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では運転手としてレストラン等に生パン粉を配達していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間を含む昭和 42 年 9 月 26 日から 43 年 8 月 5 日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は昭和 49 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚の一人は、「A社には、昭和 39 年 3 月 1 日から勤務していたが、同社は、従業員が事業主に対して厚生年金保険の適用事業所となるよう依頼したことから、49 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったものであり、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、厚生年金保険料の控除はなかった。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、上記同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 49 年 11 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 4 月まで

厚生年金保険の記録では、A店（経営法人はB社あるいはC社他類似の名前）に勤務した申立期間の加入記録が無い。同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時D県E市にあったA店における同僚の供述及び申立人が業務内容を明確に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A店に係る管轄保健所の施設台帳に記載された法人名から、同事業所を運営する法人は、申立人が申し立てている法人ではなく、F社であることが確認できるが、同社の現在の代表者は、「当時、A店を運営していたのは、関連会社のG社であった。」と供述しているところ、G社は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年6月26日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、G社は、同社を管轄する法務局において商業登記を確認することができないが、その業務を承継した旨を供述しているF社の代表者は、「G社に関する人事記録その他の資料を一切保管しておらず、当時を知る社員もいない。」と回答しているため、F社及び上記代表者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が申立人を記憶していたが、「申立期間の勤務については分からない。」と供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人のA社B工場における被保険者資格喪失日は昭和 20 年 9 月 1 日、再度、被保険者資格を取得した日が 21 年 2 月 16 日と記録され、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、多数の従業員が、申立人と同様、昭和 20 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失し、21 年 2 月に再度被保険者資格を取得した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 29 日から 38 年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で運転手として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない上、二人の従業員は、申立人が申立期間に社内旅行で訪れたと主張する旅館名を覚えていたが、社内旅行の具体的な実施時期を記憶していない。

また、A社は既に解散しており、当時の代表者は死亡していることから、同社及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年4月1日から10年4月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から10年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところA社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないことが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年10月1日から8年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、7年10月の申立人の標準報酬月額は、最高等級の59万円と記録されており、また、同年12月1日付けで、同年11月からの標準報酬月額を50万円にする随時改定が行われているが、当該処理については、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された記録も無く、不自然な処理はないことが確認できる。

また、申立期間当時の厚生年金保険料控除等の社会保険事務の状況について確認するため、申立人に繰り返し照会したものの、申立人から回答は無く、申立期間当時の当該状況を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成8年4月1日から10年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日より後の同年7月22日付けで、申立人の当該期間における標準報酬月額は、さかのぼって50万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は上記^{そきゅう}遡及減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、社会保険事務所の個別調査の際には、「社会保険事務所へ社会保険を脱退するために行った記憶がある。」と供述している。

また、A社が厚生年金保険料を口座振替していたB銀行の普通預金元帳により、平成8年7月、同年10月から9年1月までの期間及び同年6月から10年3月までの期間の保険料が引き落とされていないことが確認できるところ、当該口座から引き落とされていない保険料の合計額と、減額訂正前の標準報酬月額と当該訂正後の標準報酬月額の保険料の差額はほぼ一致していることから、申立人は自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月2日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。この期間は間違いなく同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社の保管する資料及び従業員の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、A社で経理、総務、人事管理部門の担当役員であるところ、申立期間の給与は同社から支給されていたと証言しており、オンライン記録によると、同社は、昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となる以前から同社で勤務していた従業員に、申立期間の厚生年金保険料の控除について照会したところ、不明としており、保険料控除についての明確な回答は得られなかった。

さらに、申立期間当時、申立人は、申立期間に保険料控除を行っていたかについては覚えていないとしている。

加えて、A社を合併して引き継いだC社は、人事記録等資料を引き継いでおらず申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 16 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。春ごろに自宅待機を告げられてからは、同社で勤務はしていないが、自宅待機命令後、同社から給料を1か月分受け取った。同社には、7月末まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者及び経理担当者に照会したところ、回答が無く、また、連絡が取れないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い、自宅待機及び自宅待機期間中の給与の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、複数のA社の元従業員に照会したところ、回答のあった従業員2人は、申立人について記憶しているが、勤務期間及び自宅待機をしていたかについては不明であるとしている。

また、雇用保険の加入記録及びB公共職業安定所の回答により、申立人は、平成7年4月15日にA社を退職したことが確認でき、さらに、同社において、申立期間と同じ時期に退職した従業員41人の厚生年金保険と雇用保険の資格喪失日はおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和29年4月1日から同年12月1日まで
③ 昭和30年3月31日から同年10月15日まで
④ 昭和31年6月3日から同年10月3日まで
⑤ 昭和32年5月1日から同年10月20日まで
⑥ 昭和33年8月10日から同年11月1日まで
⑦ 昭和34年9月21日から同年10月14日まで
⑧ 昭和37年5月5日から同年10月20日まで
⑨ 昭和38年5月6日から同年9月20日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B事業所(現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間①から⑨までの期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。C社の事業員履歴台帳には、船員保険と船員保険の間の期間、A社B事業所に勤務した記録があり、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があったC社の事業員履歴台帳には、申立期間①から⑨までの勤務記録が記載されていることから、申立人が、申立期間①から⑨までにA社B事業所に勤務したことは推認できる。

しかし、C社の総務担当者は、「当時の資料が残っていないことから、申立期間①から⑨までにおける、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨供述していることから、A社B事業所における、申立期間①から⑨までの申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認すること

ができない。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している従業員は、「申立期間当時、季節雇用や臨時雇用の者は必ずしも厚生年金保険に加入するわけではない。」、また、同社の社会保険担当であったとされる従業員は、「申立人を知らない。同社では、船員保険被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間が交互にある場合、その都度、保険加入手続の切替えを行っていたか否かについては覚えていない。」旨、各々供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

また、申立期間当時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険被保険者証の記号番号が払い出されたのは、昭和39年5月8日であることが確認でき、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて被保険者資格を取得した日」と同日であることから、申立人は39年5月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑨までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9219 (事案 4800 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 22 日から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったので、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の申立てを行ったが、同委員会から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとの理由で記録の訂正はできない旨の回答をもらった。新しい資料は無いが、当該決定には納得いかないため、再度調査をし、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、A社に昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 25 日まで勤務していたことが確認できるものの、申立期間当時は、定時制高校に通いながら昼間勤務する少年社員という身分で採用されており、申立人が同社に入社した年度及びその前後の年度に入社した少年社員の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日についてみると、39 年 4 月 1 日より前に入社した少年社員は、全員、同日に厚生年金保険に加入していることが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 28 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果は納得がいけないとして、再申立てを行っている。

そこで、今回の再申立てにおいて、申立人が卒業したB区立C中学校の就職指導記録等について、B区教育委員会に照会したところ、同委員会は、申立人が、同中学校の卒業生名簿から定時制高校に通いながらA社に就職したことは

確認できるものの、就職時の勤務形態及び厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

また、D税務署に、申立人の申立期間に係る税務関係資料の提供を求めたところ、保存期限経過のため提供できないとしており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社が保管する厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日は、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致しており、同社の担当者は当該期間の保険料の徴収の事実はないものと思われるとしている。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

「ねんきん定期便」により、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 4 月 30 日より後の同年 5 月 8 日付けで、申立人の標準報酬月額は、8 年 6 月から 9 年 3 月までの期間、41 万円から 11 万円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時及び遡及訂正時において、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについて、社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けたことが無いと主張しているが、A社における社会保険の届出事務は自身が行い、申立期間当時に厚生年金保険料の支払が困難となったことから社会保険事務所に出向き、同社における厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる届出及び自身の被保険者資格喪失届を提出したとしていることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は、当該手続の際に、標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 59 年 7 月 28 日まで
A社に正社員として勤務していた申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を引き継いだB社が保管する人事台帳によると、申立人に関して、「入社年月 1974 年 5 月 1 日」、「休退職年月日 1996 年 3 月 31 日」と記載されており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の人事台帳には、申立人の従業員区分欄に、「非日勤嘱託」と記載され、また、健康保険、雇用保険、厚生年金保険のそれぞれの欄にはいずれも「未加入」と記載されている。非日勤嘱託の社会保険の加入状況について、B社の人事担当者は、「非日勤嘱託は週 1 日から 2 日の勤務で、社会保険の加入資格が無いため加入させていない。」と述べており、申立期間当時の社会保険担当者も、「非日勤嘱託は社会保険の加入対象としていなかったと記憶している。」と回答している。

また、A社の加入していたC健康保険組合は、「被保険者台帳には申立人の社員番号の前後の番号の従業員に係る健康保険の記録はあるが、申立人の記録は無い。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の新規適用時の昭和 49 年 1 月から 59 年 7 月までの期間における資格取得者の健康保険証番号に欠番は無く、手続に不自然な点はみられない。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月から27年6月まで

A社B店に勤務した申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年以前のことであまり記憶が無いが、同店には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B店では、最初の3か月ほどは書籍課に勤務し、その後、輸送課に勤務していた。」と主張していることから、A社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に加入記録のある従業員91名に照会したところ、輸送課に勤務していたとしている元従業員1名が「申立人の氏名に聞き覚えがある。」と回答しているほか、申立期間当時、電気設備の保守点検の仕事をしていた元従業員は、「申立人はボイラーの点検の仕事をしていた。」と回答している。これらのことから期間は特定できないものの、申立人が同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社B店で社会保険の事務を担当していたとする元従業員は、「正社員であれば、資格取得手続及び資格喪失手続はきちんと行われていたと思う。申立人がB店の正社員であれば厚生年金保険の加入記録があるはずである。」と述べており、同店の人事担当者は、「B店で保管している退社台帳を確認したところ、申立人の氏名は無かった。」と述べているなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 25 日から 53 年 12 月 16 日まで

A社本社及び同社B営業所で勤務した期間のうち、申立期間①については同社B営業所、申立期間②については同社本社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が提出しているA社作成の退職証明書及び写真並びに同社の複数の元従業員の回答から判断すると、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①については、同期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない上、A社B営業所が加入していた厚生年金基金における申立人の資格取得日は昭和46年7月1日であり、これは、同営業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、A社の担当者は、「申立期間当時、C職には、正社員のC職と契約社員のC職があり、申立人は契約社員のC職として勤務していたと思われる。また、当時、正社員のC職は入社時から社会保険に加入させたが、契約社員のC職を採用時から加入させたかどうかは分からない。」と述べている上、申立期間①中に契約社員のC職として勤務していたと述べている複数の元従業員も、「契約社員のC職は、昭和46年に社会保険に加入するという話が会社からあった。」と述べており、事実、同社B営業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人のほかに昭和46年7月1日に資格取得した元従業員54名のうち、

申立期間①中に契約社員のC職として勤務していたと述べている元従業員が複数名含まれている。

さらに、申立期間②について、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない上、A社が加入していた厚生年金基金における申立人の資格喪失日は昭和47年7月25日であり、これは、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほかに同社B営業所において昭和46年7月1日に資格取得した前述の元従業員54名のうち30名が申立人と同様に47年7月に同社の資格を喪失し、そのうち5名が申立人と同様に53年12月16日に資格を再取得していることが確認でき、同社において何らかの事情により一時期厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

これについて、A社の担当者は、「昭和47年7月に資格喪失させた理由は不明であるが、契約社員のC職については、53年12月に一斉に厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していたと思う。」と回答しており、また、申立期間②中に契約社員のC職として勤務していた元従業員も、「契約社員のC職は昭和53年12月に社会保険に加入するという話が会社からあった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年2月28日まで

会社の代表として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）によって改ざんされていたことが判明した。同社は申立期間当時、資金繰りに困っていたところ、社会保険事務所の職員から会社の実印を持参するよう指示され、記名・押印を強いられた。本人の知らないところで標準報酬月額を減額されたのは納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年7月から7年1月まで41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月28日の後の同年3月22日付けの処理で、申立期間の標準報酬月額を8万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社の社会保険手続はすべて私一人で行っていた。申立期間当時、同社は、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の徴収官に呼び出され、自ら出向いて手続を行った。」と述べている上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある申立期間当時の従業員5名に照会したところ、3名から回答があり、3名とも、「申立人が、A社における社会保険手続に関与していたことは間違いない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、平成7年3月22日の^{そきゅう}遡及訂正処理日に、A社の被保険者全員分の健康保険証が返還されていることが確認できる上、同社の代表であり、社会保険手続を行っていた申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正の処理が行われたとは考え難く、申立人は、

自身の標準報酬月額の減額訂正に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表者として、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該減額訂正が有効なものではない旨を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 10 日から 31 年 4 月 2 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同社には、昭和 28 年 6 月 10 日から勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の当時の日記等から、申立人が申立期間においてもA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 49 年 12 月*日に解散しており、当時の代表者も既に死亡している上、同社の後継会社の取締役も「A社に関する資料や記録は全く残っていない。」と供述していることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社の当時の代表者の親族は、「A社では、見習職人は試用期間があり、一人前になるまでは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 4 人に照会したところ、そのうちの従業員 2 人は、いずれも「A社では、入社してすぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、2年から3年ぐらい経過後に加入させてもらった。」と供述しており、他の従業員 1 人は、「当時A社では、20歳になる年の4月から、厚生年金保険に入れてもらえるようになっていたと思う。」と供述しており、上記被保険者名簿においても、これらの状況が確認できることから、

同社では、申立期間当時、原則として入社後約2年から3年経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿の健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたことは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案9229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年6月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和46年4月から48年6月まで勤務していた。B振興会から発行された職歴証を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B振興会から発行された職歴証及び同僚の供述から、申立人は、期間は特定できないが、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の代表取締役とは連絡が取れないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚に照会したところ、「A社は適用事業所ではないことを当時から知っていた。」と供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案9230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月15日から46年2月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年1月から同年7月までB社に勤務し、その後、申立期間に同敷地内にあったA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の元取締役は「申立人は下請けの職人であり、社員ではなかった。当時、下請けの職人は厚生年金保険には加入させなかった。」と供述している。

また、A社に勤務していた複数の元従業員は、「申立人は社員ではなく、自宅で「C」という特殊な機械を使って仕立てる下請けの職人であったと思われる。」と供述しており、申立人も「自分の仕事は「C」で仕立てる作業であった。」と供述していることから、申立人は、申立期間にA社において下請けの職人であり、同社の従業員ではなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和35年10月から37年12月まで国民年金に加入し、当該期間のうち18か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から46年9月1日まで
② 昭和46年11月1日から49年9月1日まで

5年ほど前に、社会保険事務所（当時）に年金相談に行った際、申立期間①及び②の厚生年金保険が脱退手当金として支給済みだと言われた。脱退手当金という制度についてはそのとき初めて知り、また支給された日を聞くと、長男の誕生日と同日であった。申立期間②を退職する際に、経理部長に出産前6か月に会社へ籍があると出産祝い金をいただけると聞き、8月まで勤務し、出産祝い金については受給した記憶があるから、その記録と間違われているのではないか。脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査し記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和49年*月*日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、昭和56年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 46 年 5 月まで
厚生年金保険の記録では、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い。同事業所は救急医療の指定を受けたきちんとした事業所で、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所の元上司及び元同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の元事業主は既に死亡しているため、元事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

一方、申立人及び複数の元従業員は、「申立期間当時、A事業所では常時15名以上の従業員が勤務していた。」と回答しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険に加入していた者は、約半数の7名であることが確認できる。

また、申立人が記憶している元上司及び元同僚10名のうち、同事業所で厚生年金保険に加入していたのは元上司1名と元同僚2名の3名だけであることから、同事業所では申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「昭和 57 年 12 月から 58 年 2 月までの勘定元帳に申立人の名前が記載されており、給料の現金払いが確認できる。」と回答していることから、申立人は、申立期間のうち上記期間について同社に勤務していたことが確認できるが、57 年 10 月及び同年 11 月については、申立人の元上司及び元同僚はいずれも申立人が同社に勤務していた期間を記憶していないため、申立人の上記両月の期間の勤務を確認することができない。

また、A社は、「上記勘定元帳における『預かり金』勘定科目の記録によると、申立人の給料から控除していたのは、所得税だけで社会保険料は控除していない。」と回答しているところ、同社から提出された勘定元帳の写しにより、昭和 57 年 12 月から 58 年 2 月までの期間について、申立人の給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月ごろから 19 年 3 月ごろまで
厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別保険者名簿から、申立人が、申立期間のうち、昭和 19 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日まで同社に勤務したことは確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿の記録では、申立人は、健康保険に昭和 19 年 1 月 10 日に加入し、同年 4 月 1 日に資格を喪失しており、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、上記被保険者名簿の申立人の前後に記録されている従業員 7 人全員が、同年 1 月 10 日に健康保険に加入し、厚生年金保険には、厚生年金保険法が制定された同年 6 月 1 日以降に加入した記録が確認できることから、申立人は、健康保険にのみ加入し、厚生年金保険には加入していなかったと考えられる。

さらに、申立期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、自らA社において製品検査の準職員であったとしており、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、申立期間は労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

加えて、B社は、当時の人事台帳を保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和11年4月1日から22年11月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在職証明書及び退職者一覧によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和11年4月1日から21年11月15日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によれば、申立人が申立期間に勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和25年2月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の経理責任者は、所在が不明であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時から被保険者であったことが確認できる上、住所が判明した5人に文書照会し、4人から回答があったが、申立期間当時の同社における社会保険の取り扱いについて確認ができない。

さらに、申立人から、申立期間に係る給与明細書(昭和20年4月)が提出されたが、厚生年金保険料の控除額は記載されていない。

加えて、申立期間のうち、昭和19年10月1日より前の期間は厚生年金保険法の施行前である上、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされているところ、申立人は設計事務職であり筋肉労働者ではないことから、労働者年金保険の対象者ではなかったものと考えられる。

その上、申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 16 日から 22 年 11 月 1 日までの期間については、C 社から分離独立した D 社から提供された C 社の 25 周年史によれば、申立人は申立期間のうち、21 年 11 月 16 日の C 社の創業時から 61 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できる。しかしながら、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、22 年 11 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 4 日から 6 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、支払われていた給与に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の給与は 50 万円以上あったので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 4 年 10 月 2 日、労働災害に遭い、負傷した際の平均賃金が 2 万 1,456 円 52 銭と算定されていることから、申立人が主張する給与額相当を同社から支給されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社において、申立期間に申立人と同じ職種であった複数の従業員の標準報酬月額は、申立人と同額の 30 万円又は同水準であることが確認できる。

また、A社が加入していた厚生年金基金の申立人に係る記録は、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に対し、記録のとおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間における同社の経営は厳しく、社会保険料の納付額を抑えるために給与支給額より低い標準報酬月額を届け出ている」と述べているものの、同事業主は、「同社は既に解散しているため、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除の詳細は分からない。」と述べており、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

加えて、A社の従業員 20 人に照会したが、同社の厚生年金保険料の控除に係る関連資料及び供述を得ることはできず、申立期間における厚生年金保険料

が申立人の主張する標準報酬月額に基づいて控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は平成 13 年 3 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認できない。

また、申立期間当時、申立人が勤務していたA社のB県における営業所の上司かつ実質的な責任者であり、申立人の入社時の面接を行った同社の元専務取締役兼取締役に照会を行ったが回答は無く、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人の申立期間当時の保険料控除及び厚生年金保険の適用状況については、覚えていない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から住所が判明した申立期間当時のA社の従業員 11 人に照会したところ、4 人からの回答があり、うち 2 人は、申立人の勤務期間は特定できないものの申立人を記憶しているが、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 6 日から 46 年 11 月 1 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社の複数の従業員の回答により、期間を具体的に特定することはできないが、申立人は、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A 社は昭和 56 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の同社での勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A 社の元経理部長は、「同社の社員は原則として厚生年金保険に加入していたが、本人の希望で厚生年金保険に加入せず保険料を控除されない社員もいた。」と述べており、当時の社会保険事務担当者も、「本人の希望があれば、厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

さらに、A 社で支配人として勤務していた同僚の一人は、「同社に入社して 2、3 か月ごろ、自ら希望して厚生年金保険の加入を辞めた。」と述べており、この同僚の年金記録は、昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで国民年金の納付記録があり、申立人と同じく、同社に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人は、申立期間当時、「時期は覚えていないが、区役所で国民健康保険証の交付を受けた。」と述べている上、オンライン記録により、申立人が昭和 43 年 12 月 19 日に国民年金の資格を取得し、44 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 45 年 4 月から同年 9 月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 56 年 9 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「同社の事業活動の始期は昭和 53 年 6 月ころだった。それから少し後に申立人を同社に呼んだ。」と述べていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業所別被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 9 月 8 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時は従業員数が少なく、このため、同社は厚生年金保険の任意適用を申請して、昭和 56 年 9 月 8 日から厚生年金保険に任意加入していることが、前述の事業所別被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人の雇用保険は、A社で昭和 57 年 4 月 1 日に取得しており、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、オンライン記録によれば、A社の元事業主は、昭和 53 年 6 月 1 日に国民年金に加入し、同社が厚生年金保険に任意加入した 56 年 9 月 8 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による当該賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による当該賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、申立人は、平成 18 年 12 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による当該賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月25日から31年6月1日まで
② 昭和53年11月1日から55年6月20日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち申立期間①及びC社に勤務していた期間のうち申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①及び②とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社から提出された在籍証明書及び退職所得申告書により、申立人はA社に昭和29年2月12日から50年5月30日までの期間、継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)では、申立人は、同社において、昭和29年9月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年7月25日に同資格を喪失し、再度同社において、31年6月1日に同一の被保険者記号番号で資格取得しており、申立期間①の被保険者記録が確認できない。

また、B社保管の「厚生年金に係る記録」から、申立人が、昭和30年7月25日にA社での被保険者資格を喪失し、31年6月1日に同社で資格を再取得していることが確認でき、上記被保険者名簿の内容と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間①当時、A社において、申立人は厚生年金保険には未加入であり、保険料控除はしていないと思う。同社に在籍のまま、

関連会社のD社かE社へ出向した可能性があるが、出向の場合、社会保険料は、関連会社にて控除していたと思う。ただし、2社とも既に解散しており、当時の資料が無く、申立期間①に申立人が両社において勤務をしていたかどうかの確認はできない。」と回答している。

加えて、上記A社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった11名のうち経理担当者は、「申立人は、申立期間①当時、A社に在籍のまま、関連会社のD社に出向していたと思う。」と供述しているほか、もう一人の経理担当者は「可能性があるのは、D社かE社への出向だと思う。」と供述している。

しかし、D社及びE社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間①当時における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない上、D社の当時の総務担当の従業員は「申立人のことは知らない。申立期間①当時、申立人は同社には在籍してはいなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録では、昭和53年10月31日に離職し、55年6月20日に再取得しており、これらはC社に係る被保険者名簿の資格喪失日及び資格再取得日と一致している。

また、C社保管の厚生年金保険に係る資料では、申立人が、昭和53年11月1日に同社での被保険者資格を喪失し、55年6月20日に同社で資格を再取得していることが確認でき、上記被保険者名簿の内容と一致していることが確認できる。

さらに、仮に、申立期間②に在籍していたとしても、C社に係る上記被保険者名簿において、申立人の健康保険証の返戻日が昭和53年11月11日と記録されていることが確認できる上、同社では「申立期間②において、申立人は厚生年金保険には未加入で、保険料控除はしていないと思う。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた20名は、いずれも、「申立人の申立期間②当時における厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答しており、このうち、経理事務担当の従業員は、「申立人には、厚生年金保険の未加入期間があったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 21 日から 53 年 10 月 20 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、2名が申立人のことを覚えているものの、申立人の退職時期については記憶していない旨供述している。このほか、申立人と同じく営業担当をしていた1名は、申立期間中に入社したが、申立人のことは記憶していない旨供述している。

また、当時の事業主は、申立人の退職時期及び申立期間の厚生年金保険料の控除や納付状況について、当時の資料が無いため不明である旨供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録では、離職日が昭和 52 年 10 月 20 日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の健康保険証の返戻日が同年 11 月 8 日と記録されていることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年12月1日まで
② 昭和35年8月26日から36年3月24日まで

駐留軍のAセクションでフォートインストラクターとして勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したとしている駐留軍のAセクションの記録管理業務をしているB局C事務所が保管する厚生年金保険資格確認票では、申立人は昭和24年4月1日に資格を取得し、26年7月1日に喪失した後、同年12月1日に再取得し、27年8月1日に喪失したと記録されており、オンライン記録と一致している。

また、連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格については、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格の取り扱いについて」（昭和26年7月3日保発第51号：厚生省保険局長から都道府県知事あて通知）により、昭和26年7月1日以降は、雇用関係の切替えにより、クラブ、PX、ホテル、劇場、宿舎などの非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用される者は政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされている。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格喪失原因欄には「昭和26年7月1日」の記入と「解雇」との押印があるほか、B局C事務所の事業所別被保険者名簿では、申立人と同様に資格喪失した被保険者が多数いることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚は、オンライン記録で確認したところ既に死亡しているため、申立人の勤務状況等は確認できない。

また、Aセクションに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間①当時に勤務していた従業員に照会したところ、「申立人は記憶にない。」「申立人の名前は聞いたことはあるが、勤務場所等のはっきり覚えていない。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務したとしていた駐留軍のDセクションの記録管理業務をしているE局F室に照会したところ、「申立人の在籍記録については不明。」と回答している。

また、Dセクションに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の備考欄に「証返附済」と記載され、健康保険証を返附している記録があることから、申立期間②に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人が記憶している同僚は、申立期間②当時は勤務場所が同じではなかった上、オンライン記録で同僚の記録を確認したところ、既に死亡しており、申立人の勤務状況等は確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 13 日から 29 年 9 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の同級生（A社の請負運送業者の従業員）に照会したところ、「申立人とは同級生だが、申立人がA社に勤務していたことは記憶に無く、また同社に勤務していたわけではないので申立人の社会保険のことは分からない。」と供述している。

さらに、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名の従業員はいずれも申立人のことは記憶に無い旨供述している。

加えて、上記従業員のうち1名は、「申立人が従事していたとする仕事は自分の仕事の次の工程だった。申立人が勤務していれば、そばで仕事をしていたので分かるはずだが、申立人のことは知らない。」と供述しており、他の1名の従業員も、「自分は申立人が従事していたとする仕事と同じ仕事をしていたので、申立人が勤務していれば分かるはずだが、申立人のことは知らない。」

と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月28日から33年2月5日まで
② 昭和37年2月21日から38年8月21日まで
③ 昭和40年4月16日から42年4月21日まで

A社に勤務した申立期間①、B社（昭和42年5月にC社に社名変更）に勤務した申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①のA社の経営は父が行い、父から小遣いのような形で毎月一定額を受け取っており、申立期間②及び③については、間違いなくB社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社において一緒に勤務していた申立人の弟から提出された上申書により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社において父の死亡後に代表者になった申立人の弟は、同社は昭和42年5月に閉鎖しており、当時の代表者である父は死亡し、申立期間①当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない旨回答している。

また、申立人がA社で一緒に勤務していた同僚3名のうち、連絡が取れた経理担当者である1名は、申立期間①当時、社会保険業務については代表者の指示で行っており、代表者の指示で被保険者資格を喪失させることもあった旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当

時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人が同社に在籍していたことは記憶にあるものの、申立期間①当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については分からない。また、自分も継続して勤務していたが、厚生年金保険に未加入期間がある。」と供述しているところ、上記被保険者名簿から、当該従業員は、昭和31年10月7日に被保険者資格を喪失し、32年2月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。ほかの1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

- 2 申立期間②について、B社において一緒に勤務していた同僚の供述及び申立人から提出された同社における社員旅行の写真の表面に昭和37年10月12日の記載があり、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、C社の代表者は、申立人の記憶はあるものの、当時の代表者は死亡しており、申立期間②当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない旨回答している。

さらに、申立人がB社において一緒に勤務していたことを記憶している同僚7名のうち、連絡の取れた1名は、申立人が申立期間②当時も同社に勤務していたと記憶しているものの、申立人の申立期間②当時における厚生年金保険の加入状況等については分からないと供述している。

加えて、上記同僚が申立期間②当時もB社において勤務していたと記憶している他の同僚2名についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を昭和37年2月21日に喪失していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、B社において一緒に勤務していた同僚の供述により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、B社の代表者は上記のように、申立人の申立期間③における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない旨回答している。

また、申立人がB社において一緒に勤務していたことを記憶している同僚7名のうち2名と連絡が取れたが、そのうち1名は、申立人が申立期間③当時も同社に勤務していたと記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からないと供述している。他の1名は、「自分は、昭和39年に入社したが、厚生年金保険の加入は入社してから3年後になっている。また、申立期間③当時は同社の経営状況は苦しく給与の遅配もあった。」と供述しているところ、当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和42年7月18日と記録されており、供述のとおり入社して3年後に被保険者資格を取得していることが確認で

きる。

加えて、上記被保険者名簿から、申立人は、昭和 40 年 4 月 17 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から35年6月2日まで

A社に記者として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の同僚（記者）の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者は既に死亡し、その後継者は、「申立期間当時の資料を保管していないことから、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等は不明である。」と供述している。

また、上記の同僚（記者）は、「入社後試用期間があり、私もすぐには厚生年金保険に加入できなかった。半年から1年は加入させてくれなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から住所が判明した当時の従業員11人に照会した結果、入社時期を記憶していた7人のうち印刷工二人を除く5人は、採用後一定期間厚生年金保険に加入していなかったことが確認できることから、同社においては、従業員の職種により、採用後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 42 年 4 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の工場長及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主及び厚生年金保険事務担当者は既に死亡しており、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、A社の当時の工場長は、「当時、若い人を中心に、給与の手取額を少しでも多くするため、本人の希望で厚生年金保険に加入しない社員がいた。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月25日から31年1月25日まで
② 平成9年10月2日から14年4月1日まで
③ 平成14年10月2日から17年9月25日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した申立期間②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から③までの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元従業員は、「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している当時の同僚の加入記録が確認できない上、同社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、平成9年当時、厚生年金保険法では被保険者となり得るのは65歳未満の者とされており、オンライン記録によると、申立人は、

同年*月*日に65歳に達したことにより、B社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該期間には同社の健康保険のみの被保険者として勤務していたことが確認できる。

申立期間③については、平成14年4月から厚生年金保険の被保険者となり得る年齢が70歳に引き上げられており、申立人は、オンライン記録によると、同年*月*日において70歳に達したことにより、B社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該期間には同社の健康保険のみの被保険者として勤務していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 46 年 7 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B支店の元同僚による「申立人が勤務していた期間は不明だが、申立人が当社に在籍していた記憶がある。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社B支店に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人は「A社の支店には、臨時社員として面接・採用され、補助事務を担当し、申立期間当時、女子大学の夜間部に在籍していたため、勤務時間は他の従業員より短かった。」旨供述しており、同社の現在の人事・厚生担当者は「申立期間当時、申立人のように勤務時間の短かった臨時社員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月1日から同年8月19日まで
② 昭和24年10月24日から25年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和23年6月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の複数の元従業員による「申立人は、申立期間当時、当社に在籍していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社B支店の代表者は所在不明であり、社会保険担当者は既に死亡していることから、同社B支店における申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立期間①については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年7月1日に資格を喪失後、同年8月19日に同社B支店で再度資格を取得しているところ、申立人と同様に、同社B支店において、同年7月1日に資格を喪失後、同年8月19日に再度資格を取得している複数の元従業員が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和28年4月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は「申立人を全く覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社の現在の代表者は「当社には既に当時の人事記録等の関係資料は残っておらず、また、当時の代表者は死亡し、社会保険担当者は所在不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 15 日から 33 年 1 月 25 日まで
② 昭和 45 年 5 月 10 日から 46 年 2 月 10 日まで

ねんきん特別便を見て、A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①についてはA社に、期間は若干不確かだが、勤務していた事は間違いなく、申立期間②についてはB社に勤務し、勤務条件が同じであった同僚は、厚生年金保険に加入しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる従業員に照会したところ、「申立人の名前に記憶がある。」と供述していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の給与・社会保険業務担当者は、「申立人を記憶していないので、正社員ではなかったと思う。当時、日雇いは厚生年金保険には加入させておらず、日雇いで働いて、その後正社員というケースがあった。」と供述しているところ、申立人が申立期間と一緒に勤務していたと記憶している同僚は、申立期間後の昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社の複数の従業員の供述から、申立人は、昭和45年7月6日から46年2月27日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等は残っておらず勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできないが、申立人が厚生年金保険に加入していないのは、本人が希望しなかったか、臨時雇用扱いだったのではないかと思われる。また、雇用保険については、労災の関係もあるので入社と同時に手続していると思われる。」と供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、「入社日と厚生年金保険に加入した日が相違している。」と供述していることにより、同社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入して、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から45年8月21日まで
② 昭和48年10月1日から54年10月15日まで
③ 昭和56年9月21日から61年8月20日まで
④ 昭和61年8月20日から64年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA社(現在は、B社)に、申立期間②についてはC社に、申立期間③についてはD社に、申立期間④についてはE社に勤務していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、雇用保険の加入記録から申立期間①のうち昭和43年4月1日から45年7月31日までの期間、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、B社の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していないので厚生年金保険の取扱いについて確認できないが、当時は厚生年金保険の適用事業所になっていないので、保険料控除もしていなかった。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、雇用保険の加入記録から申立期間②のうち昭和53年3月1日から54年8月31日までの期間、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、C社が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、C社は、既に廃業しており、当時の事業主は連絡先不明のため、勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から申立期間③のうち昭和60年11月1日から61年8月20日までの期間、D社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年6月1日からであり、D社の事業主は、「申立期間は、厚生年金保険の適用事業所になる前なので、保険料控除もしていなかった。」と供述している。

また、申立人と一緒にD社に入社した二人の同僚についても、厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、昭和61年8月20日から64年1月1日までE社に勤務していたと申立てているところ、同社に当時勤務していた同僚及び前述のD社の事業主の供述等から、申立人は57年ごろから60年10月までの期間についてE社に勤務していたことが推認できるが、申立期間に係る勤務は確認できない。

また、オンライン記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和61年8月1日からであり、上記同僚等の供述から申立人が勤務していたことが推認できる時期は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、E社は、既に廃業しており、当時の事業主とは連絡がとれず、勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人について申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ごろから26年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社(現在は、B社)には、昭和24年ごろから26年ごろまで勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「A社から当時の人事記録等を引き継いでいないので、申立期間に係る申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。」と回答している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答のあった者のうち2名が、厚生年金保険には入社後約3か月後あるいは約2年後に加入していた旨供述していることから、同社では入社後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、申立人が記憶している同じ職種に従事していた同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番や訂正箇所は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月ごろから36年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A社に復職していたので、資格取得日の記録を訂正し、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び同社の社会保険事務を担当した事業主の妻は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、同僚は「申立人と一緒に働いたことは覚えているが、勤務期間については記憶していない。」としており、申立人が申立期間に勤務したことがうかがえる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、A社を一度退職し、実家に帰って約3か月間農業に従事した後、同社に復職した旨の供述をしているが、国民年金被保険者台帳の記録から、申立期間中に当該実家の住所地において国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 12 月 28 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主及び従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 56 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料の控除はしていないと供述している。

さらに、申立人が申立期間の給与明細書であるとして提出した給与明細書は、同期間の給与明細書と特定することはできず、同期間に給与から厚生年金保険料の控除がされていたと認めることはできない。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる上、同期間に勤務していたとされる従業員 5 人も厚生年金保険に加入せず、国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

2 申立期間②について、事業所別被保険者名簿によると、A社は昭和58年12月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主及び従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときに、従業員全員が退職したと供述している。

さらに、申立人が、申立期間の給与明細書であるとして提出した給与明細書は、同期間の給与明細書と特定することはできず、同期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人と資格喪失日が同じ昭和58年12月29日である従業員3人も資格喪失後は国民年金に加入し、国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 5 日から 38 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務状況等の具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 38 年 1 月 1 日であることから、申立期間のうち、36 年 8 月 5 日から 37 年 12 月 31 日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は、申立期間当時の資料として「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「失業保険被保険者離職証明書」を保管していたが、申立人に関するものは無く、それ以外に申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚については、事業所別被保険者名簿に記録が無く、また、同名簿には、健康保険証の欠番も無く、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9294 (事案 4890 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 3 月 13 日まで

代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい旨の申立てを第三者委員会に行った結果、同委員会から同社の代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正できない旨の回答があったが、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年3月13日の後の同年3月19日に減額訂正されていることが確認できるが、同社の代表取締役であった申立人が、当該減額処理に関与していたと認められることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正は社会保険事務所(当時)の主導による不正改竄^{かいざん}であると主張するが、A社の顧問弁護士、同社破産管財人及びB年金事務所から新たに提出された資料によれば、上記標準報酬月額の訂正により過誤納金還付の事実が確認できる。また、この還付先の口座は、社会保険事務所が知り得なかった銀行口座が指定されており、その請求者欄には申立人の記名及び同社の代表者印が押されていることが確認できる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が、申立期間に係る標準報酬月額の訂正への関与を否定すべき事実を確認することはできず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 9 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 39 年 4 月から正社員として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 39 年 3 月に歩合社員として入社し、同年 4 月に、当時の担当部長の推薦により申立人を含む 4 人が正社員となり、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は昭和 39 年 9 月 21 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の同社での被保険者資格取得日と一致している。

また、申立人が申立人と同じ時期に正社員に推薦されたとして名前を挙げた 3 人のうち、入社後しばらくして退職したと申立人が供述する一人を除く二人については、上記被保険者名簿により申立人と同一の資格取得日の昭和 39 年 9 月 21 日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していたとする上記と異なる同僚は、「入社してから社会保険に加入するまでには少し間があったと思う。」と供述している上、同社の人事担当者は、「申立期間当時は、会社設立して間もないころで業務拡大時期であり、中途採用も積極的に行っていたため、採用してから一定期間経過後に社会保険に加入させていた場合もあったようである。また、加入させる前は、給与から保険料控除は行っていないはずである。」と供述している。

加えて、A社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間

における勤務状況や保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から39年2月まで
② 昭和55年6月から56年1月まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に勤務していた二人の従業員の供述内容から、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社は昭和62年7月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、申立期間①当時の資料は既に処分していること、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除については不明であるとしていることから、事業主から申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から照会した12人の従業員で、回答のあった9人のうち、申立人を記憶していた二人の従業員は申立人の勤務の期間を具体的には記憶しておらず、これらの者から申立人の入社及び退社の時期を確認することができない。

さらに、上記の照会した12人の従業員のうち、自らの厚生年金保険の加入状況について回答のあった当時の経理事務担当者及び3人の従業員が供述している入社日と、上記の被保険者名簿による厚生年金保険の加入記録をみると、資格取得日はいずれも入社後一定期間経過後となっており、このうち申立人と同様の職種であったとする二人の従業員の資格取得日は、各々入社したと記憶し

ている時期からすると10か月から3年経過後となっている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険被保険者証番号は連続しており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は申立期間においてB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社について申立期間の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無い。

また、申立人は、B社の代表者及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 29 日から同年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の解雇通知書の記載内容から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社破産管財人が保管する資料のうち、申立人の平成 12 年 3 月分給与支給明細書において、同年 2 月分に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の代表者は、申立人の申立てどおりの資格喪失日(平成 12 年 3 月 10 日)に係る届出、申立期間の厚生年金保険料納付及び申立人からの厚生年金保険料控除は行っていない旨回答している。

さらに、A社の取締役経理部長及び同社の社会保険手続と給与計算の業務を受託していた社会保険労務士は、厚生年金保険料の給与からの控除については翌月控除であった旨、及び平成 12 年 3 月分給与については会社から支払うことができなかった旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。